

特定産業廃棄物事案【桑名市源十郎新田事案】
に関する調査検討報告書（第2次検証）

平成28年12月

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

はじめに

三重県では、過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、長期間放置され生活環境保全上の支障又はそのおそれが懸念される 11 事案について、県民の安全と安心を確保する目的で、平成 16 年度から 18 年度にかけて安全性確認調査を実施しました。また、平成 19 年 7 月に『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会』を条例で設置し、これまでの三重県の対応の課題と責任を明確にするとともに、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の再発防止につなげることをしました。

これまでに当委員会では、平成 21 年 1 月に「四日市市大矢知・平津事案」、平成 22 年 9 月に「桑名市五反田事案（第 2 次検証）」、平成 24 年 2 月に「四日市市内山事案」、平成 24 年 10 月に「四日市市大矢知・平津事案（第 2 次検証）」、「桑名市五反田事案（第 3 次検証）」及び「桑名市源十郎新田事案（第 1 次検証）」の調査検討報告書を取りまとめ、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の再発防止策を提案・提言してきました。

こうしたなか、今般、当委員会は「桑名市源十郎新田事案（第 2 次検証）」として、第 1 次検証後における三重県の対応が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び三重県産業廃棄物処理指導要綱に照らし適切であったかという観点から、個別の行政対応について調査検討を進めるとともに、第 1 次検証で提案・提言した再発防止策への取組状況と成果について検証・評価を行いました。

桑名市源十郎新田事案は、昭和 48 年から昭和 51 年までの間に PCB 廃棄物が不法投棄されたと推定される事案であり、原因者を特定できていません。また近年、本事案の対策工事のなかで、医療系廃棄物や PCB 含有油を含んだドラム缶など想定外の廃棄物が発生するなど、新たな課題も発生しています。

また、本事案地の下流部には桑名市の水道水源をはじめとする多数の利水があることから、PCB による汚染拡散のリスクに対して、迅速かつ的確に対応するとともに、事案解決にむけ、不法投棄の原因者調査をしっかりと進めていかななくてはなりません。

三重県においては、当委員会が提案・提言した再発防止策を、三重県の産業廃棄物行政全般への提案・提言と捉え、これを所管する部局や担当職員が当事者意識を持ち、着実に取り組んでいくことが重要です。

また、本報告書では、再発防止策の提案・提言とともに、これまでに当委員会が提案・提言した再発防止策の取組状況及びその成果を検証・評価しています。

三重県では、当委員会の提案・提言の趣旨に沿って再発防止策に取り組んでいますが、改善すべき点も認められ、今後、継続して未然防止に取り組み、日々改善していくことを期待したいと思います。

この報告書が対象事案の生活環境保全上の支障の除去等を通じて、行政と地域住民との信頼感を深め、さらには三重県の産業廃棄物行政の推進に役立てることになれば幸いです。

平成 28 年 12 月

三重県「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会」

委 員 長 田 中 勝

目 次

1	調査検討の目的	1
	(1) これまでの経緯	
	(2) 調査検討委員会の位置づけ	
	(3) 対象事案の位置づけ	
2	調査検討の方法	3
	(1) 調査・検討の考え方	
	(2) 調査対象とした関係機関	
	(3) 調査対象とした期間	
	(4) 調査の方法（具体的な調査手法）	
3	委員会の概要	4
	(1) 委員会の開催概要	
	(2) 委員会の開催状況	
4	対象事案の経緯と概要	5
5	個別の行政対応にかかる調査結果	23
	論点 原因調査（原因者調査）に関する取組状況	
6	県の対応に関する総合的な評価	34
7	第1次検証で出された再発防止策への取組状況及び成果の検証・評価	36
8	第2次検証における再発防止策の提案・提言	54

別紙1 再発防止策の提案・提言一覧表

巻末添付 参考資料

参考資料1 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例

参考資料2 三重県知事からの諮問文書

(平成28年2月16日付け環生第20-210号)

参考資料3 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員名簿

1 調査検討の目的

(1) これまでの経緯

三重県（以下「県」という。）は、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて、過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、長期間大量に放置されており、生活環境保全上の支障等が懸念される 11 事案について、県民の安全と安心を確保するという趣旨から、総合計画「県民しあわせプラン」の重点プログラムとして、安全性確認調査（「測量調査」、「地質調査」及び「廃棄物・土壌・水質等調査」）を実施している。

また、安全性確認調査の結果、生活環境保全上の支障又はそのおそれがあることが認められた事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 19 条の 5 の規定に基づき、原因者に措置命令を発出し、原因者がこれを履行しないときは、「支障の程度」や「生活環境との関係性」を総合的に判断し、行政代執行を実施しているところである。

桑名市源十郎新田事案（以下「対象事案」という。）は、安全性確認調査実施後に確認された新たな事案であり、平成 19 年 9 月 28 日から 10 月 1 日にかけて、三重県桑名市大字五反田字源十郎新田地内の員弁川河川敷及び藤川河川敷から油が滲出し、平成 22 年 10 月 6 日には河川敷の集油管から回収した油から PCB が検出された事案である。

員弁川・藤川の合流部に位置する対象事案は、その下流部に桑名市の水道水源や農業用取水口（員弁川第三頭首工）、内水面漁業協同組合をはじめ、多数の利水があり、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年三重県条例第 41 号。以下「三重県産廃条例」という。）第 17 条の規定に基づき専門委員から意見を聴取したところ、これまで講じた緊急対策では、「汚染拡散を恒久的に防止することは難しく、長期間にわたる周辺への汚染リスクを否定」できず、「将来、PCB を含む油が拡散した場合には、生活環境保全上の支障が生じるおそがあると判断される」との指摘がなされた。

このため、県は、当該意見を踏まえ、平成 24 年 10 月 12 日に、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項後段の規定に基づき、不法投棄された PCB 等を含む産業廃棄物の撤去、汚染区域内の PCB 等の除去及び汚染拡散防止措置等を内容とする措置命令に代わる公告を行い、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号。以下「産廃特

措法」という。)に基づく国の支援を得て、平成 25 年 4 月に行政代執行を開始した。

現在、支障除去対策として、汚染拡散防止のため汚染範囲を鋼矢板で囲い込み、汚染源域及び河川への油の滲出リスクが高いエリアから油回収を進めるなど対策を講じるとともに、対策工事において確認された新たな廃棄物も含め、行為者の特定にかかる原因者調査等の取組を継続して行っているところである。

(2) 調査検討委員会の位置づけ

県は、これまでに生活環境保全上の支障又はそのおそれが認められた事案に対して、原因者等に支障の除去等を講じるよう廃棄物処理法第 19 条の 5 の規定に基づく措置命令を発出し、その是正に取り組んでいるところである。

なお、これらの事案のうち、産廃特措法による国の支援を得て、県が行政代執行により支障の除去等を行う場合には、同法及び基本方針に基づき、これまでに県が行った措置等の内容及び今後の再発防止策等を明らかにすることが必要とされている。

これらの状況を踏まえ、県は、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成 19 年三重県条例第 38 号）を制定し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する知事の附属機関として、第三者である学識経験者等で構成される『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会』（以下「委員会」という。）を設置し、対象事案にかかる県の対応に関する課題と責任を明らかにするとともに、今後、県が取り組むべき再発防止策についての検討を行うこととした。

委員会では、平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月にかけて対象事案における PCB の不法投棄から PCB 検出後までの県の対応と再発防止策の調査検討を行い、平成 24 年 10 月に調査検討報告書を取りまとめた。（第 1 次検証）

その後、支障除去対策の中間検証を実施し、追加対策等を講じるにあたり産廃特措法に基づく実施計画を変更する必要が生じたことから、第 1 次検証以降における、県の対応と再発防止策への取組状況について調査検討を行うこととした。

(3) 対象事案の位置づけ

対象事案は、PCB 廃棄物の不法投棄事案である。そして、その主要な論点は、情報提供への対応や不法投棄発覚後の対応（事後対応）である。

2 調査検討の方法

(1) 調査・検討の考え方

①県が行った措置等における課題等の明確化

廃棄物処理法、三重県産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）に照らして、次のような視点から、対象事案に関して県が行った措置等の課題を明らかにするとともに、県が実施した原因調査（原因者調査）の妥当性を検証した。

- 行使すべき権限を行使していたか。
- 権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- 地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

②再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価

第1次検証で出された再発防止策に関する7つの提案・提言に対する県の取組状況及び成果について検証した。

③産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討

上記①及び②の結果を踏まえ、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止について検討した。

(2) 調査対象とした関係機関

廃棄物処理法、指導要綱及び関係法令（河川法）を所管する県の本庁及び地域機関とした。

(3) 調査対象とした期間

平成24年8月1日から平成28年6月30日

（第1次検証後～平成28年度第1回委員会開催の前月末まで）

(4) 調査の方法（具体的な調査手法）

調査対象とした関係機関が保管している対象事案にかかる公文書の調査により事実関係を把握した。

3 委員会の概要

(1) 委員会の開催概要

①平成 27 年度委員会

対象事案については、第 1 回委員会において諮問し、事案の概要と第 1 次検証後の経緯を把握するとともに、第 2 次検証における論点整理や調査方法等について議論した。

②平成 28 年度委員会

第 1 回委員会では、第 2 次検証の論点である原因調査（原因者調査）に関する県の取組状況について、論点整理シートに基づき検証を行った。また併せて、第 1 次検証で出された再発防止策に関する 7 つの提案・提言への取組状況及び成果について検証した。

第 2 回委員会では、第 1 回委員会での議論を踏まえ、調査検討報告書の取りまとめを行った。

なお、委員会は透明性を確保するため、すべて公開で開催した。

(2) 委員会の開催状況

回	開催日時	場所	概要	備考
27 -1	平成 28 年 2 月 16 日 10:00～11:40	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 13F 特別会議室 (1305)	○対象事案の諮問 ○対象事案の調査検討 ①事案概要及び取組状況等について ②第一次検証の概要について ③調査検討の考え方等について ④今後の進め方等について	公開
28 -1	平成 28 年 7 月 25 日 10:00～12:00	イオンコンパス名古屋駅前会議室 5 F Room B	○対象事案の調査検討 ①原因調査（原因者調査）について ②再発防止策への取組状況及び成果の検証・検討	公開
28 -2	平成 28 年 8 月 17 日 10:00～12:00	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 13F 特別会議室 (1305)	○対象事案の調査検討 調査検討報告書（案）の検討	公開

4 対象事案の経緯と概要

(1) 対象事案の概要

① 不法投棄が行われた場所

ア 所在地

三重県桑名市大字五反田字源十郎新田 1 番

イ 面積

約 15,000m² (油汚染想定範囲)

ウ 周辺の状況

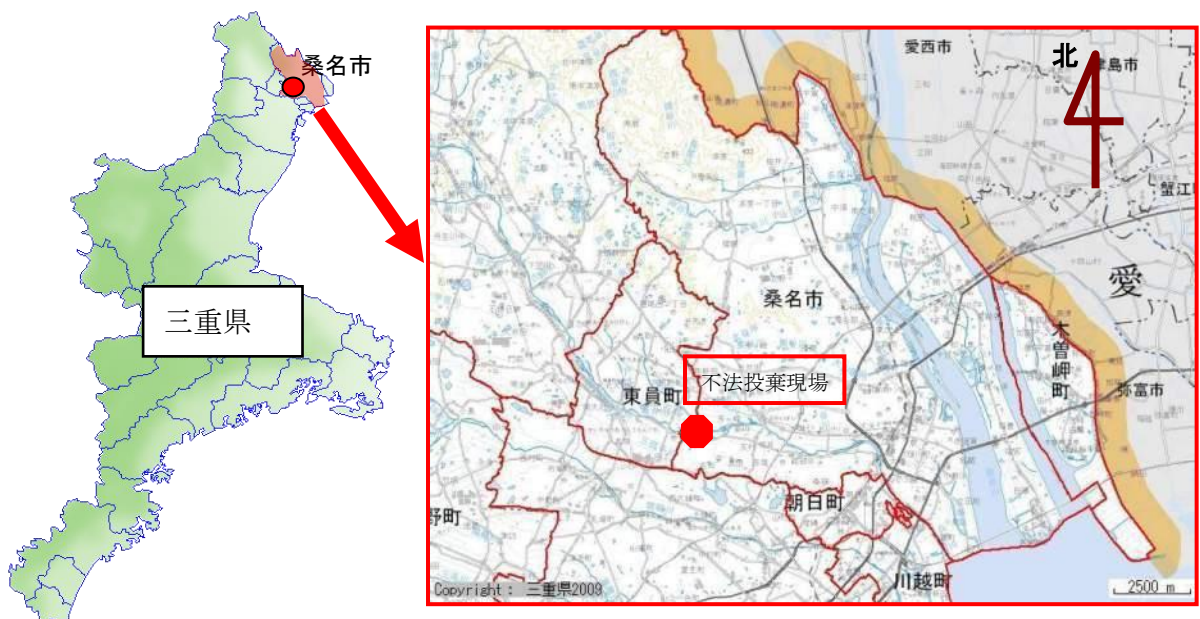
当該地は、桑名市の西部、東名阪自動車道桑名 IC の西約 3.5km に位置し、国道 421 号の星川交差点より員弁川沿いの市道に入り西約 2 km の地点にあたる。

地形は、濃尾・伊勢平野の桑名丘陵北西部に分類され、員弁川及びその支川である藤川の合流部にあたり、標高 17m～24m に位置している。

当該地の南側は員弁川、東側は員弁川の支川である藤川に隣接しており、北側及び西側には、電子機器製造事業所などの事業所が複数存在している。

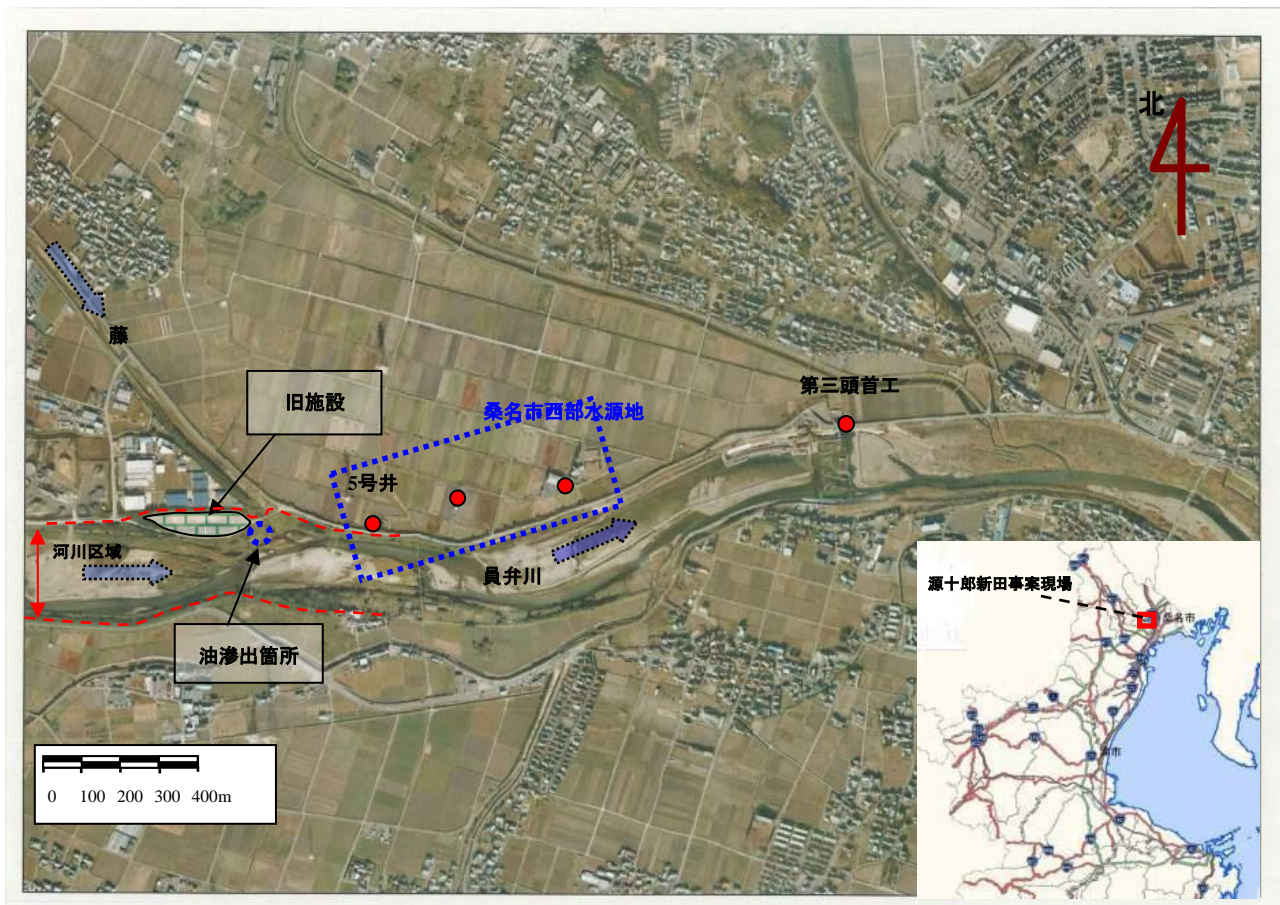
員弁川は木曾三川と並行して流下し、左岸に桑名市福岡町地先、右岸に川越町亀崎新田地先を経て伊勢湾に注ぐ二級河川であり、流域面積 265.66km²、幹川流路延長 36.7km の本県管理河川の中で最大流域面積を有する河川である。

員弁川流域では、桑名市が上水道の原水として複数の地点で取水しており、当該地の下流約 250m の地点に桑名市西部水源地がある。また、沿川農地のかんがい用水としても取水されており、員弁川全体では約 6,600ha の農地に農業用水が供給されている他、第五種共同漁業権が設定されている。



エ 不法投棄場所の状況

不法投棄物は、員弁川左岸の河川区域内の旧産業廃棄物最終処分場（以下「旧施設」という。）の東縁部（GL-2m 付近の地中）において確認されている。



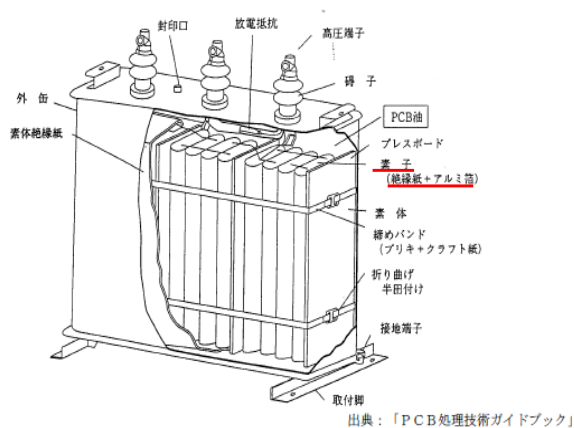
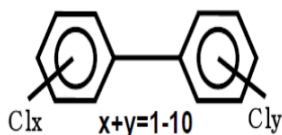
②不法投棄物

ポリ塩化ビフェニルを含む産業廃棄物【ポリ塩化ビフェニル:以下「PCB」と表記】（PCB含有コンデンサ素子等）

平成23年10月に実施した掘削調査により確認されたコンデンサ素子は、長さ20~30cm大であり、家庭用コンデンサに比べ明らかに大きいことから、事業活動に使用されていたものと推測され、当該PCB廃棄物は産業廃棄物と判断した。

※ポリ塩化ビフェニル(PCB)

カネミ油症事件を引き起こし、昭和48年以降使用禁止となった有害な油。コンデンサ等の電気機器の絶縁油に広く用いられていた。



出典：「PCB処理技術ガイドブック」

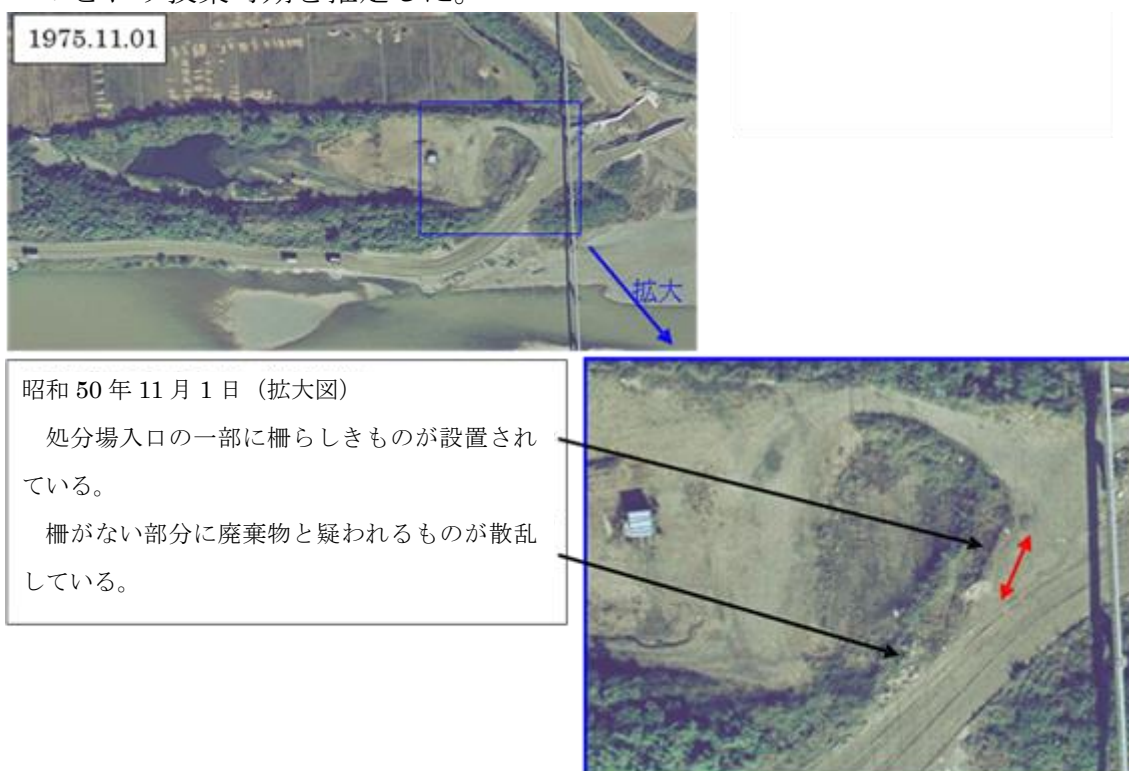
③不法投棄を行った者

現時点では不明である。

不法投棄物等からは投棄行為者の特定に繋がる物証は得られていない。また、旧施設関係者等に聴き取りによる調査等を実施したものの、投棄推定時期が40年以上前であり、関係する記録文書が少ないこと、当時の状況を知る関係者のなかには既に死亡している者があること、当該不法投棄場所付近に民家がなく住民の目撃証言が得られにくい状況であること等により、現在まで有力な情報は得られておらず、PCBを含む産業廃棄物等の投棄行為者の特定には至っていない。

④不法投棄が行われた時期

これまでの調査では、投棄時期を特定する物証は得られていないため、次のとおり投棄時期を推定した。



PCB含有コンデンサ素子が確認された当時の窪地は、昭和46年から昭和50年まで航空写真でその存在が確認されている。また、コンデンサ素子が確認された箇所の地表からはPCBは検出されておらず、埋設されていたコンデンサ素子上部の地層も乱れた様子がないことから、現状地盤を掘削して投棄したものではなく、投棄後盛土されたものと考えられた。

当該箇所は航空写真及び関係図面等から昭和50年以降に盛土され、平成5年の旧施設閉鎖時に50cmの覆土、整地がなされ現在に至っているが、それまでは窪地となっていたことが確認されている。地域住民からは、当該地は家庭

ごみ等の不法投棄が多かったとの証言が得られており、旧施設においても昭和 51 年に不法投棄防止を目的として道路側境界全体にフェンス (H=1.8m) を設置している。

このことから、少なくとも昭和 51 年のフェンス設置以降は当該地への外部 (道路側) からの廃棄物投棄は困難になっており、昭和 51 年までに、外部から P C B を含む産業廃棄物の投棄が行われたと推定される。



また、当該時期の P C B を取り巻く状況は次のとおりである。

(P C B の有害性の認識)

P C B の有害性については、昭和 43 年のカネミ油症事件をきっかけとして初めて国内に広く報じられた。その後、昭和 45 年頃から各研究機関により、水環境、水産資源及び母乳等の汚染状況調査が実施され、国内の汚染状況が明らかになったことにより、身近な問題として社会的な関心も徐々に高まっていった。当時の「P C B 環境汚染関連記事数の月別集計」によると、昭和 47 年 3 月の母乳汚染調査結果公表及び昭和 48 年 6 月の魚介類汚染調査結果公表時に 40 件/月以上掲載され、他の時期と比べ著しく掲載数が多くなっており、当該時期に特に P C B への関心が高くなっている状況が窺える。

(P C B に関する規制)

PCBの有害性及び国内のPCB汚染状況が明らかになってきたことから、昭和47年3月に通商産業省からPCB使用電気機器の生産及び使用自粛の通知がなされ、同年には国内におけるPCBの生産が中止された。また、昭和48年10月には化学物質審査規制法が公布され、PCBの製造、使用や輸入が事実上禁止された。また、PCB廃棄物関係では、昭和48年8月に、厚生省・通商産業省通知により、廃家電製品からのPCB使用部品の除去及び保管の指示がなされて以降に廃棄物処理法の改正等もあり、PCBの廃棄に際して、通常の廃油廃棄とは異なる特別な管理が求められる状況となっていた。

(PCBの廃棄時の取り扱い)

コンデンサ等に使用されていた電気絶縁油(PCB又は鉱油)の廃棄時の取り扱いを調査した結果、PCBについて特別な管理が求められる以前(昭和48年8月の厚生省・通商産業省通知以前)は、PCBと鉱油に区別するルール化はされておらず、廃油回収業者等により回収され、焼却処理や再生処理が行われていた可能性が高かった(このことが、今日問題となっている微量PCB汚染絶縁油の発生原因の一つと考えられる)。

また、絶縁油自体は汚れていないため、切削油として市価の三分の一程度で売却していた例も報告されている。このように昭和48年8月以前は、通常の廃油と同様に、PCBの廃棄に際して、処理先の確保等について特段の困難性は見受けられなかった。

一方、昭和48年8月以降は、PCBは特別な管理が求められることとなり、さらに、昭和50年10月に通商産業省から、廃油再生を行う場合のPCB混在確認を指示する通知が発出される等、廃PCBが通常の廃油として回収されること及び、廃PCBの処理先が事実上なくなっている。

本県が実施したコンデンサ製造メーカー聴取調査においても、PCB製造メーカーによるPCB回収は、熱媒体用を除き、上記の国通知を契機に行われなくなり、それ以降、PCBコンデンサ使用事業所はコンデンサ廃棄に際して、その保管を余儀なくされていたとのことであった。

(PCBコンデンサの使用状況)

PCBコンデンサの製造開始は昭和29年であり、コンデンサの一般的な寿命が20年以上であることから、通常の使用であれば、昭和49年以前のコンデンサ廃棄はそれほど想定されないが、高度経済成長期が終わった昭和48年の第一次オイルショック以降には、事業所の廃止に伴うコンデンサ廃棄が増加したと考えられる。

これらの社会的な状況から総合的に判断すると、PCBの廃棄の必要が生

じ、かつ、PCBの処理が困難となった昭和48年8月以降に投棄された可能性が最も高く、PCBの規制強化の状況、旧施設の管理状況や航空写真等から、昭和48年から昭和51年までの間にPCBを含む産業廃棄物が同地に投棄されたものと推定している。

⑤不法投棄の規模

平成23年10月のPCB高濃度域の一部掘削調査において、PCB汚染源の一つと考えられるPCB含有コンデンサ素子が複数個確認されている。

なお、当該区域の高密度地中電気探査では、投棄物と判断される比抵抗変位箇所は確認されなかった。また、油中のPCB濃度分布から拡散しているPCBの総量を推定した結果は、約600kg(ドラム缶2本強)である。

不法投棄物：PCBを含むコンデンサ素子等

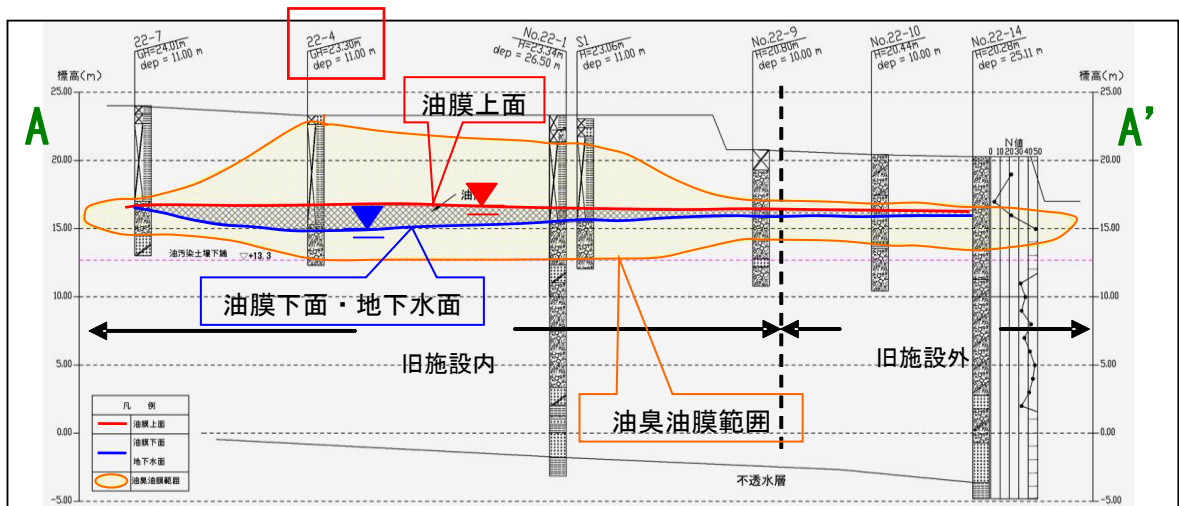
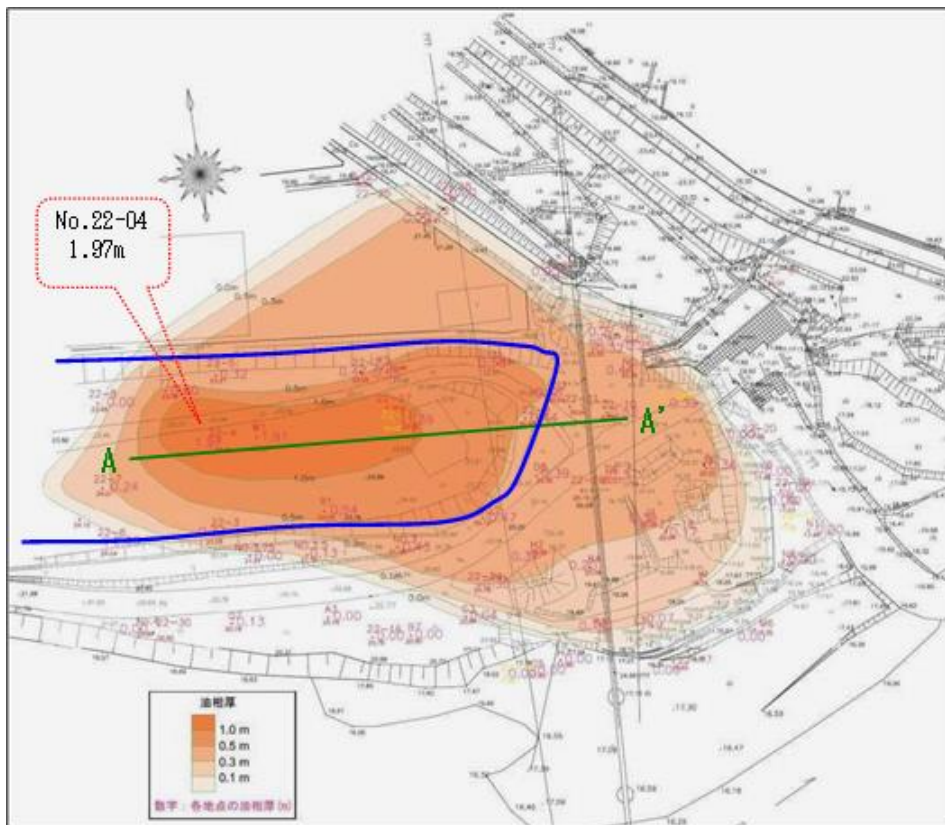
不法投棄量：不明(拡散しているPCBの推定量は約600kg)



⑥汚染の概要

ア 油汚染の概要

観測井において油相の有無及び油相厚さの確認を行った結果、油の分布状況は旧施設設置者が実施し、平成 21 年 11 月 20 日付けで提出された周辺環境への影響調査の結果とほぼ一致しており、旧施設内では最大厚さ 1.97m (No. 22-04) を示し、周縁部では 10cm 程度であった。旧施設内東側部分を中心として、員弁川と藤川の河川敷まで油が拡散している状況が改めて確認された。



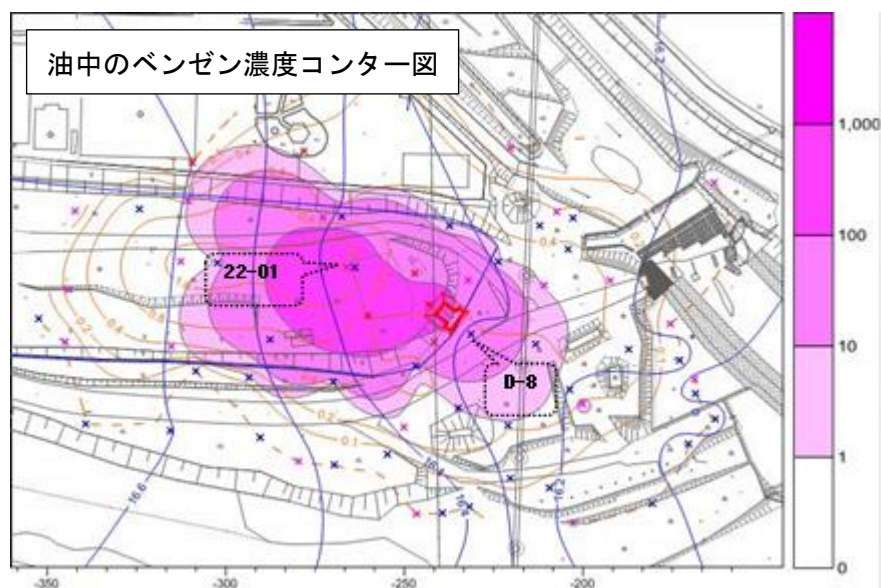
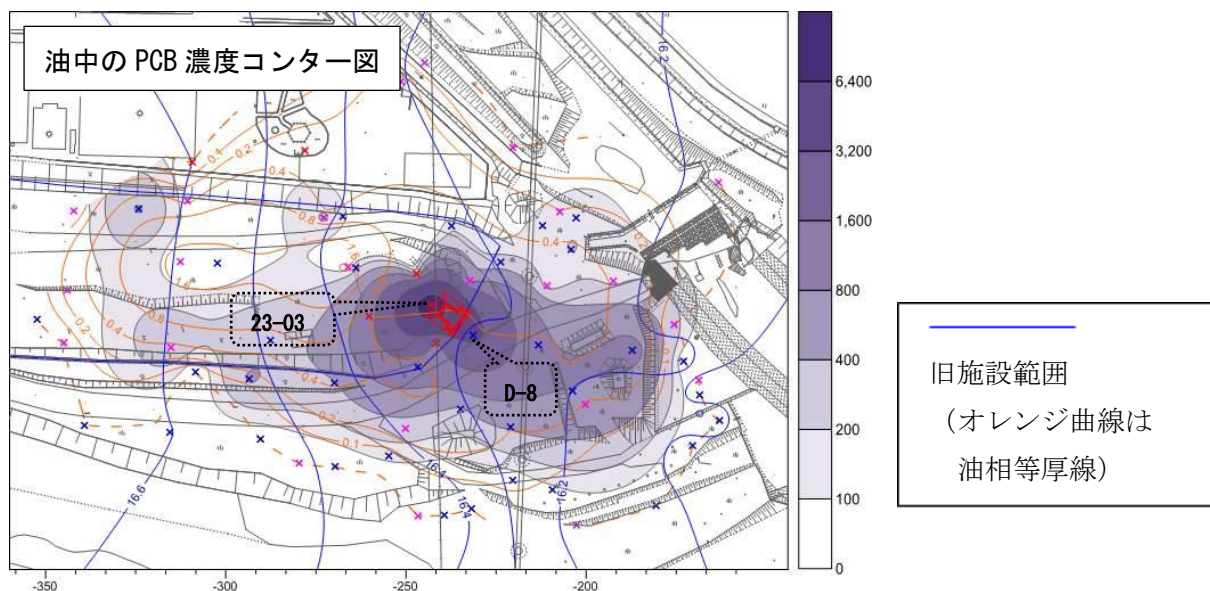
イ 油中のPCB等濃度

旧施設設置者が設置した観測井を含め、油相形成が確認された観測井38箇所から採取した油についてPCB等の濃度を測定した結果、全地点の試料からPCBが検出された。その濃度は、廃油の特別管理産業廃棄物判定基準(0.5mg/kg)を超過しており、特に旧施設の東縁部付近が高濃度であった。なお、PCBとVOCの濃度コンターは異なる傾向を示し、汚染原因が異なることが示唆された。

油中のPCB及びベンゼン濃度

(単位：mg/kg)

	旧施設内 最大値(観測地点)	旧施設外 最大値(観測地点)
PCB	9,600(23-03)	3,800(D-8)
ベンゼン	420(22-01)	45(D-8)



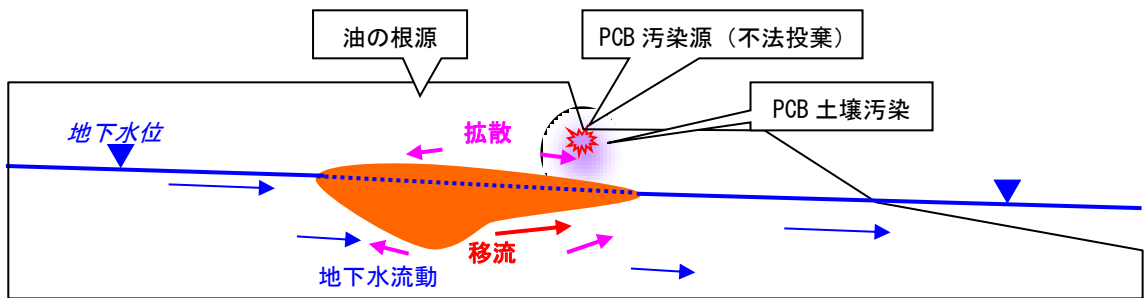
ウ 汚染拡散メカニズム

平成 22 年 10 月に回収した油から PCB が検出されたことを受けて、有害物質による汚染状況の把握等を目的として、県は平成 22 年 11 月から平成 24 年 3 月までにかけて調査を実施した。その結果等から、油相は旧施設内の東側で最も厚く、旧施設敷地内外に存在していることが確認されており、油は旧施設内の東側から移流等により拡がったと推察される。

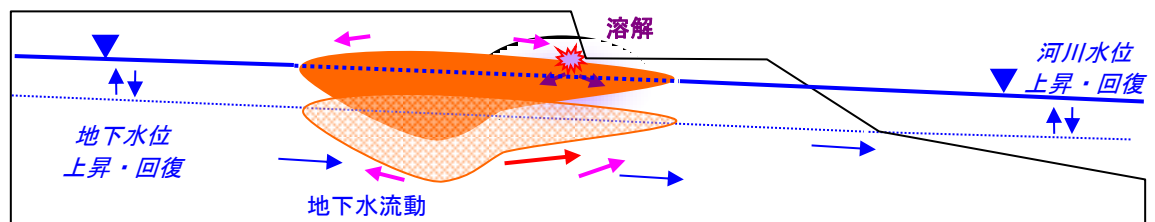
一方、油中の PCB 濃度は、旧施設の東縁部で比較的高い濃度が確認されているが、その高濃度域は局所的である。PCB は、比重が約 1.4 と水に比べて重いことから、土壤に浸透した場合には、通常は地下水面上に油相を形成することなく下方へ移動する。当該地においては、PCB が投棄された時点では、既に地下水面上に油相が形成されており、親油性が高い PCB が油に溶解したことにより、現在、油中から PCB が検出される状況となっていると考えられる。また、地下水面上下の一定範囲内の土壤に油が付着しており、地下水位の上下動に伴い土壤が油に汚染されたことが示唆された。

なお、油中には VOC も含まれているが、PCB とは異なる濃度分布を示すことなどから、PCB 汚染とは汚染メカニズムが異なると推察される。

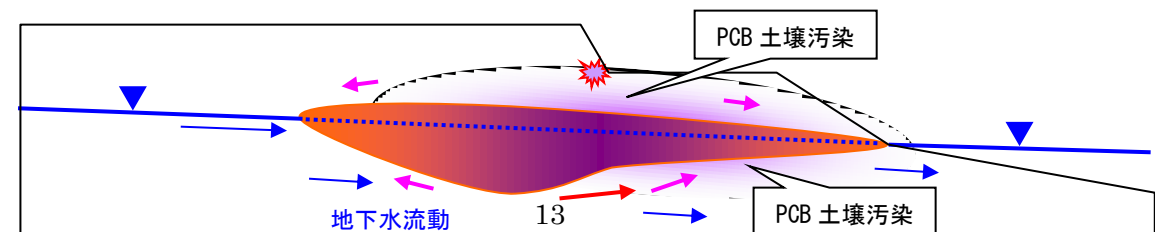
○地下水面上に形成された油相が、拡散および移流によって拡がる。昭和 48～51 年に PCB を含むコンデンサ素子等が不法投棄され、周辺にわずかに PCB 土壤汚染が拡がる。



○水位上昇に伴って油相も上昇し、PCB 汚染源と接触したところで PCB が油に溶解する。



○PCB に汚染された油は移流等により拡がる。PCB に汚染された油により周辺の土壤汚染が拡がる。



(2) 緊急対策の概要

①事務管理による緊急対策の実施

県による調査の結果等から、PCB、VOC等の有害物質を含む油（以下「PCBを含む油」という。）が河川近傍まで確認され、広範囲に汚染が拡散していることが明らかとなった。当該地の下流には桑名市の水道水源があり、PCBを含む油が滲出することによる生活環境保全上の支障が発生するおそれがあることから、県は、民法第697条に基づく事務管理として、原因者に代わり油回収等の緊急対策を実施した。

②旧施設設置者による対策（平成22年3月以前）

旧施設設置者は、平成19年9月の油滲出を受け、員弁川河川敷における油滲出防止を目的とした仮設堤防（大型土のう3段積み、総延長50m）を設置し、併せて、堤防内側（汚染区域側）に集油管（深さ約1.4m、延長37m）を設置した。

また、平成20年12月には、藤川側への油の拡散防止を目的として、鋼矢板（深さ7m）を58.4mの区間に設置し、併せて、鋼矢板内側（汚染区域側）に集油井戸を設置した。なお、旧施設設置者は、観測井及び集油管等からの油回収を平成22年3月まで実施した。

③県による対策（平成22年4月以降）

ア 鋼矢板等の設置（平成23年4月）

平成22年10月に油中からPCBが検出されたことから、県では、PCBの汚染状況等に関する追加調査を実施し、平成22年12月には、学識経験者により構成された「桑名市源十郎新田事案検討会議」を開催し、緊急対策工法に関する検討を行った。会議における検討結果を踏まえ、平成23年4月に、旧施設設置者が設置した鋼矢板を延長する対策工事を実施し、併せて、藤川護岸に大型土のう及び集油管を設置する追加対策を行った。

なお、延長した鋼矢板は、藤川側が延長30m、深さ8～8.5mであり、員弁川側が延長102.6m、深さ5.5～8.5mである。



イ 藤川の瀬替え（平成 24 年 4 月）

県は、平成 24 年 4 月に藤川の流路変更及び遮水シートの敷設により、汚染区域と河川表流水の接触を防止する措置を講じた他、増水時の低水敷部の冠水による油滲出を防止する措置として、低水敷部の地盤の嵩上げを行った。



(3) 恒久対策の概要

①生活環境上の支障等を除去する必要性

当該地については、廃棄物処理法改正法施行(平成 10 年 6 月)以前に不法投棄された PCB を含む産業廃棄物から、地下水面上にある油(油については、廃棄物処理法施行時には既に当該地中に存在していたと推定)を媒体として PCB が拡散している。特に、不法投棄場所直下の調査地点から回収した油からは、9,600mg/kg(廃棄物処理法における廃油の特別管理産業廃棄物判定基準の 19,200 倍)の PCB が検出されている。なお、拡散している油には VOC が含まれていることを確認している。

このため、県は、平成 23 年 4 月に鋼矢板を設置し汚染の拡散を防止する緊急対策を講じたほか、平成 24 年 4 月には、汚染区域と河川の接触を防止する措置として、藤川の瀬替え及び冠水の恐れのある低水敷部の嵩上げを実施し、現状では河川への油の滲出は抑止されているものの、依然として PCB を含む油が河川敷等の地中にあることから、将来、河川及び周辺地下水に油が滲出するおそれがあり、恒久的な対策が必要となっている。

なお、当該地の下流には桑名市西部水源地があり、桑名市は、水道水源が安全であることが確認できないとして、平成 22 年 10 月から最も現場に近い箇所(当該地の下流約 250m)に所在している 5 号井戸の取水を停止し、県水を受水することによってこれを補っている。その他、員弁川は、沿川農地のかんがい用水としても取水されており、員弁川全体では約 6,600ha の農地に農業用水が供給されている他、第五種共同漁業権が設定されている。

以上のことから、本事案については、PCB を含む油の滲出により、下流側

の河川水及び地下水を汚染し、水道水源や農業用水の利用及び水産業等に生活環境保全上の支障が生じるおそれがあるものと判断され、P C B汚染源及び拡散している汚染の拡散防止・除去対策を講じる必要がある。



②生活環境保全上達成すべき目標

支障の除去等による生活環境保全上の達成すべき目標は、生活環境保全上の支障であるP C Bを含む油を除去し、併せて汚染された土壌等の対策を講じることにより、「河川水にP C Bを含む油が滲出せず、周辺地下水にもP C Bを含む油の拡散が認められない状態」にすることである。

そのため、達成すべき目標の判断指標は、河川水及び周辺地下水の環境基準の達成の維持と油膜が発生しないこととする。

なお、油中に含まれるP C BやV O Cのほか、旧施設敷地内の掘削物溶出試験からは、ふっ素が検出されていることから、支障除去等対策に伴う工事によって、これらの有害物質を含め当該場所に起因する汚染が周辺に拡散しないことも目標に含むものとする。

<達成すべき目標の判断指標>

河川水	河川水面に油膜が認められないこと 河川の水質が環境基準値以下であること
周辺地下水	周辺の観測井の地下水面で油膜が認められないこと 地下水の水質が環境基準値以下であること

③生活環境保全上の支障等の除去対策の方向性

本事案においては、不法投棄された特定産業廃棄物を除去するだけでは対策の目標を達成することはできない。

また、本事案における特徴は、P C Bを含む油が周辺の土壌等を汚染し、近傍の河川敷に汚染された油が拡散していることであるが、対策区域（油汚染想定範囲）は、P C Bを含む産業廃棄物が不法投棄されているエリアや現在工場として利用されているエリアなど、土地利用の履歴等も異なり、汚染された油の分布状況も一様ではない。

そのため、対策区域をそのエリアの特徴により区分し、これ以上の油の拡散を防止する措置を行った後に、エリア毎に最も適切な油回収を行い、併せて、下流河川への滲出防止の観点から、汚染された油が付着した土壌等の対策を行うこととした。

＜支障除去等対策の方向性（基本的考え）＞

対策区域を区分し、これ以上の油の拡散を防止する措置を行った後に、エリア毎に最も適切な方法により油回収を行う。併せて、下流河川や地下水への滲出防止の観点から、汚染された油が付着した土壌等の対策を行う。

④廃棄物処理法第19条の8第1項後段の規定に基づく公告

三重県産廃条例に基づき、専門委員からの意見聴取を行ったところ、これまでに講じた緊急対策では、「汚染拡散を恒久的に防止することは難しく、長期間にわたる周辺への汚染リスクを否定できず、将来、P C Bを含む油が拡散した場合には、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると判断される」との意見であり、この結果を踏まえ、平成24年10月12日に、現時点では、廃棄物処理法第19条の5第1項各号に掲げる処分者等を特定することができていないことから、同法第19条の8第1項後段の規定に基づく公告を行った。講ずべき措置の内容は、以下のとおりである。

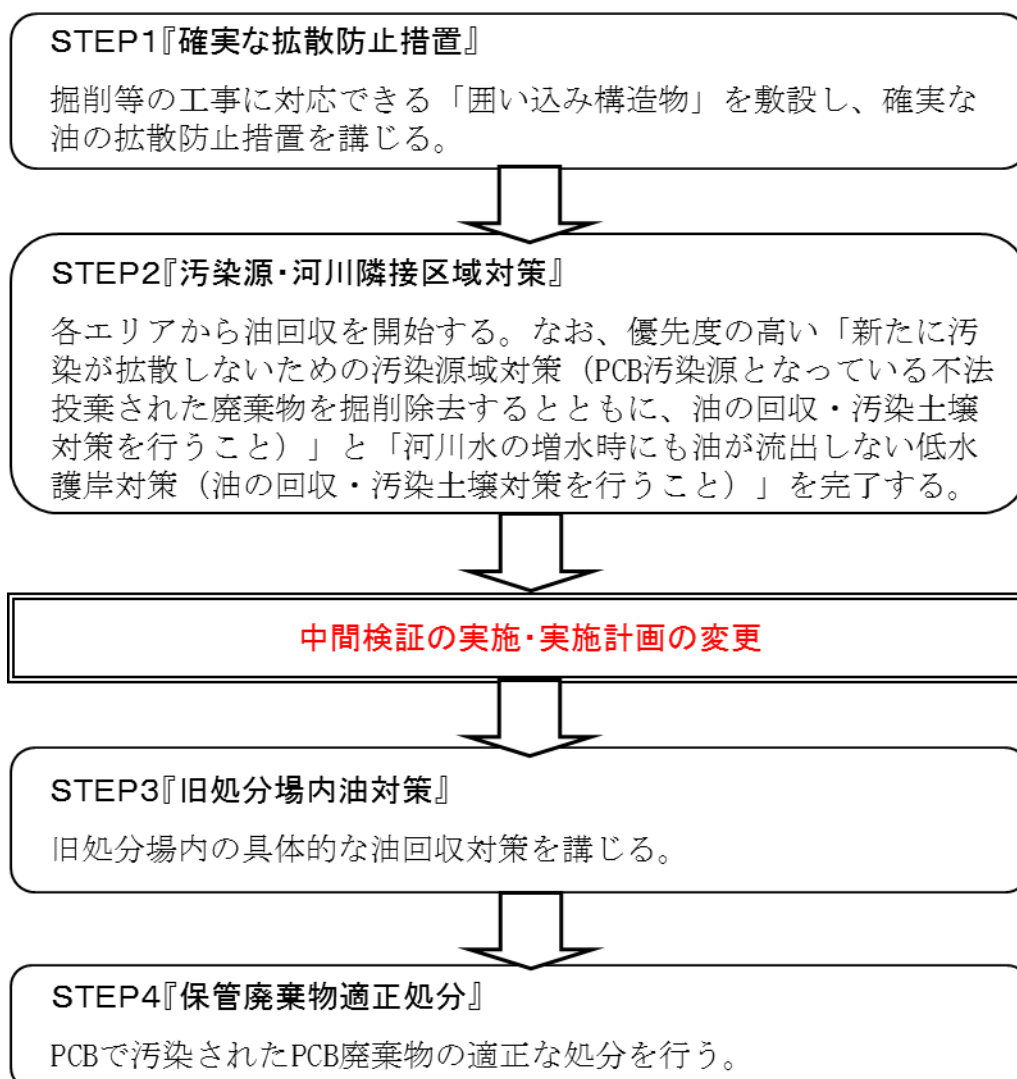
- a 着手期限
平成25年1月11日
- b 履行期限
平成35年1月11日
- c 講ずべき措置の主な内容
 - ① 不法投棄されたP C Bその他有害物質を含む産業廃棄物を撤去するとともに、地中に存在するP C Bその他有害物質を除去すること。
 - ② P C Bその他有害物質が公共用水域及び周辺地下水を汚染しないよう必要な措置を講ずること。

⑤特定支障除去等事業（恒久対策）の実施

産廃特措法に基づく実施計画を策定した後、環境省との協議を開始し、平成25年4月9日に大臣同意を得て、平成25年4月に行政代執行に着手し、特定支障除去対策を実施している。

支障除去等対策の方向性に基づいて、段階（Step）ごとに進行管理指標を定めて支障の除去等を進めることとし、事業実施期間を4段階（Step1～4）に分割し、優先度の高いエリアから順次対策を実施している。

なお、Step3以降に対策を行う旧施設内の具体的対策工法の選定については、当初の実施計画において、PCB廃棄物の処理体制の整備状況等を踏まえて決定することとし、Step2対策期間中に中間検証を実施し、対策手法を決定することとした。



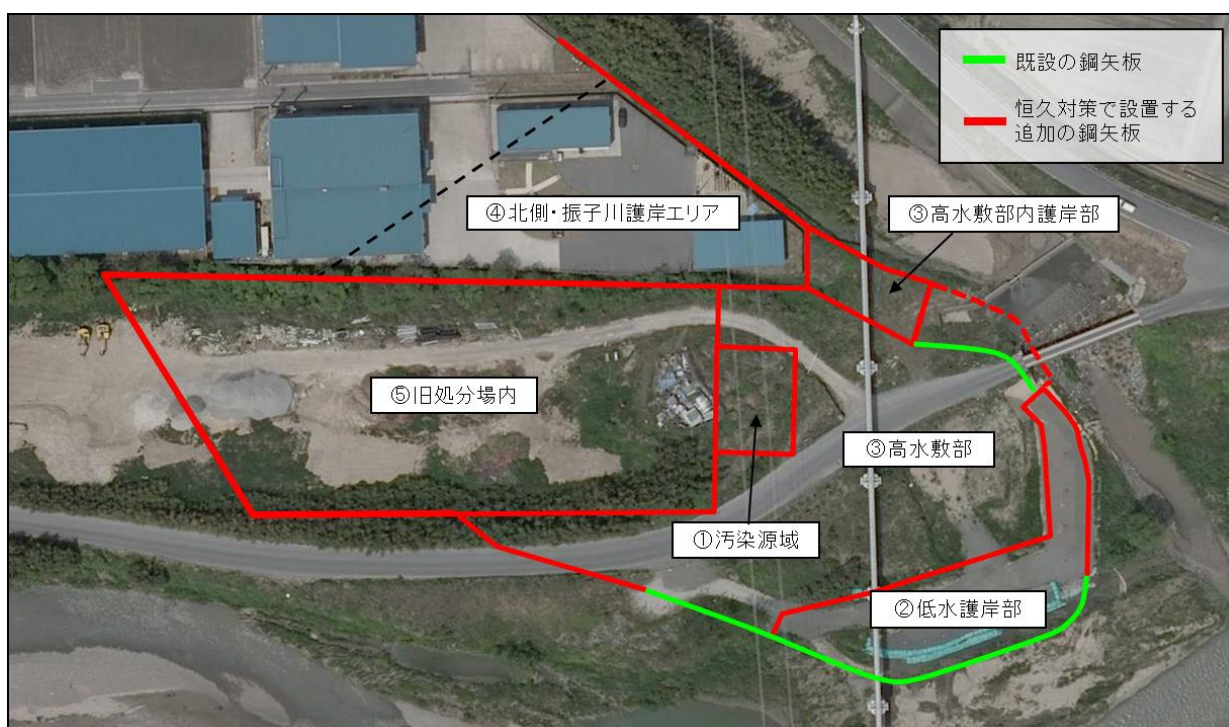
ア 囲い込み工の実施

油回収の実施範囲は地中に油相が確認される区域とし、地中のPCBを含む油の移動・拡散を防ぎ各エリアにおける油の除去を確実に進めるため、対策区域全体を囲い込み、併せて各エリアの特徴により①汚染源域②低水護岸部③高水敷部④北側・振子川護岸エリア⑤旧処分場内の5エリアに区分する鋼矢板を緊急対策で設置した既設鋼矢板に加えて設置した。

<対策区域エリアの特徴>

エリア名	特徴
① 染源域	不法投棄されたコンデンサ素子等の投棄物及び高濃度のPCBが留まっていると想定されるエリア
② 低水護岸部	計画高水位以下で、年間数回程度の水没が想定されるエリア
③ 高水敷部及び高水敷部内護岸部	計画高水位以下で、過去10年間水没していないエリア
④ 北側・振子川護岸エリア	工場用地であり、現在事務所や駐車場として利用されており、大部分が舗装されているエリア
⑤ 旧処分場内	計画高水位以上の区域で、過去(昭和48年から平成5年まで)に処分場として利用されていたエリア。(油量が最も多い)

<対策区域のエリア区分>



イ 油回収の実施

各エリアの推定した油量・PCB量や現場制約等の条件特性を踏まえて、実現可能な油回収方法として「掘削・釜場」、「集油井戸」及び「集油管」による回収方法で平成27年6月から油回収を開始し、平成28年11月末までに約57,000Lを回収した。

エリア名	油回収方法
①汚染源域 ②低水護岸部 ③高水敷部内護岸部	<p>必要な深度まで釜場を設け、その釜場から油を回収する。なお、汚染源域は周辺環境への影響を考慮し、防臭・防じん建屋を設置する。</p> <p>『汚染源域』</p> <p>『低水護岸部』・『高水敷部内護岸部』</p>
② 水敷部	<p>127本の揚油井戸を6m間隔で設けるとともに、地下水流向下流側の低水護岸部との境界に沿って集油管（集油埋渠・集油縦渠）を設け、油を回収する。</p> <p>『揚油井戸』</p> <p>『集油縦渠』『集油埋渠』</p>
④北側・振子川護岸エリア	<p>工場用地と振子川右岸の間に集油管（集油縦渠）11箇所を設け、油を回収する。</p>

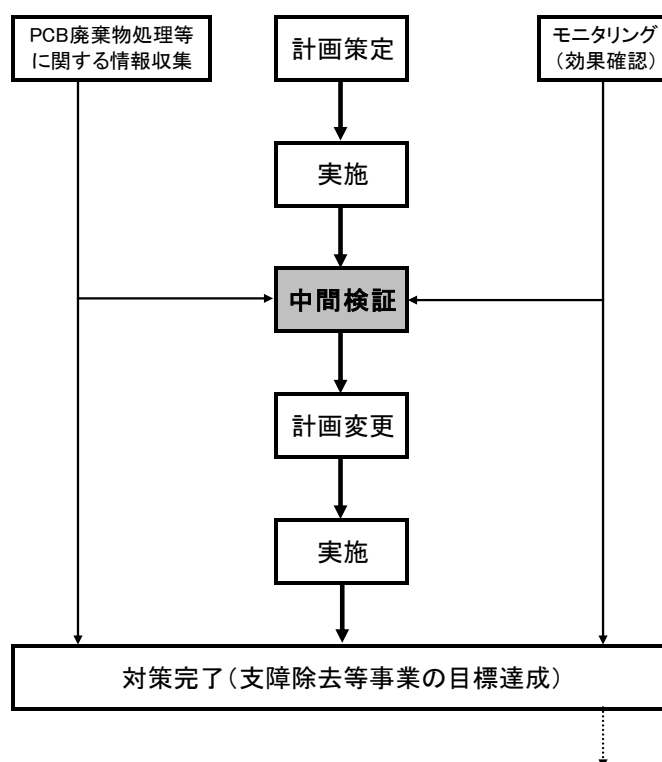
また、汚染源域において、防臭・防じん建屋を設置するための盤下げ工事を実施したところ、黒色土壌様物および医療系廃棄物、PCB含有コンデンサ素子が確認された。また、盤下げ工事完了後、鋼矢板の設置及び釜場掘削を行ったところ、約50本のドラム缶が確認され、そのうち1本には高濃度のPCBを含有する油が含まれていた。

対策工事の中で明らかとなったこれらの新たな事実に対して、県は排出者特定のための取組を進めている。

ウ 中間検証の実施

旧処分場内の具体的対策については、PCB廃棄物の処理体制の整備状況を踏まえて、技術的・経済的等の観点から最も合理性の高い対策工法を選定するため中間検証を実施し、旧処分場内の具体的対策工法を決定することに加え、特定支障除去等事業全体について、それまでの対策効果等の検証を行い、必要に応じて追加対策の実施や工法の変更を行う。

<中間検証の位置付け>



＜中間検証の考え方＞

対策エリア	中間検証の考え方
①汚染源域	対策の完了を確認する。(汚染原因である廃棄物の除去完了、油相の消滅及び汚染土壌対策の完了)
②低水護岸部	対策の完了を確認する。(油相の消滅および汚染土壌対策の完了)
③高水敷部	継続して観測井戸におけるモニタリング等を実施し、油相の状況等を把握する。中間検証では、その対策効果について検証し、追加対策の必要性を検討する。
④北側・振子川護岸エリア	継続して観測井戸におけるモニタリング等を実施し、油相の状況等を把握する。中間検証では、その対策効果について検証し、追加対策の必要性を検討する。
⑤旧処分場内	旧処分場内の具体的対策については、Step 1 対策期から継続して検討を進め、P C B 廃棄物の処理体制の整備状況を踏まえ、中間検証時に最適な油回収方法を決定する。その際には、Step 2 から恒久対策として油回収を行っている他のエリアの検証結果を参考とする。

(平成 25 年 4 月時点)

5 個別の行政対応にかかる調査結果

対象事案に関して重要と思われる県の対応について、廃棄物処理法、指導要綱に照らし、次のような視点から、時系列的に個別の行政対応について調査検討を行った。

【調査検討の視点】

- ・行使すべき権限を行使していたか。
- ・権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- ・地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

【調査検討結果の記載】

- ・県の対応については、次のように記載し、県の対応への評価は、別紙「個別の行政対応に関する評価の考え方」に基づき表現することとした。

<p>< 記載の方法 ></p> <p>論点〇</p> <p>< 概要・経緯 ></p> <p>< 県の対応への評価 ></p>
--

【論点】

- ・原因調査（原因者調査）に関する取組状況について
《具体的な調査事項》
 - ①行為者の特定に関する取組状況
 - ②新たな事実に基づく対応状況

別紙「個別の行政対応に関する評価の考え方」

用語	趣旨	備考
違法 (XXXXX)	<p>【許可】 廃棄物処理法及び行政手続法の具体的な規定に違反している場合</p> <p>【規制権限の不行使】 廃棄物処理法の趣旨に照らして、規制権限の不行使が違法と評価される場合（判例で確立した概念）</p>	
失当 (XX)	違法とまでは認められないが廃棄物処理法の趣旨に照らして、規制権限の行使・不行使が著しく妥当性を欠いている場合	
不適切 (X)	著しく妥当性を欠いているとまでは認められないが、廃棄物処理法の趣旨に照らし、規制権限の行使・不行使が妥当性を欠いている場合	
不十分 (▲)	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が妥当でないとは言いえないが、十分ではない場合	法の趣旨から対応すべきであるとまではいえませんが、廃棄物行政を所管する部局として対応することが要請されている場合
やむを得ない (△)	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が十分であるとはいえないが、対象事案の事情を総合的に勘案すると、やむを得ないといえる場合	
妥当	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が適切になされている場合	
適正	廃棄物処理法及び関係法令の具体的な規定に適合する許認可及び規制権限の行使が適切になされている場合	

(注) 廃棄物処理法にとどまらず、関係法令についても、この視点で評価する。

要綱に基づく対応については、要綱が事業者の任意の協力のもとで実施するものであることを考慮して、評価することとする。

論点 原因調査（原因者調査）に関する取組状況

県は、平成 22 年 10 月の PCB 検出以降、対象事案における不法投棄の行為者等の特定のため、次のとおり継続的に調査を行っている。

調査は、これまでに引き続き、対象事案地において過去に廃棄物を処分するために旧施設を設置していた石油精製事業者や、旧施設の閉鎖を請け負った事業者等の関係者に対し、法令に基づく報告徴収や聴取調査が行われた。

また、第 1 次検証後に実施された恒久対策工事において、医療系廃棄物や PCB コンデンサ素子等、新たな廃棄物が確認されたことから、その排出者を特定するため、新たに病院事業者及び電気機器製造事業者に対する調査が行われた。

各々の詳細な調査内容については、以下のとおりである。

<概要・経緯>

1. 行為者の特定に関する取組

県はこれまでも、対象事案地において過去に自社から排出される廃棄物を処分するために旧施設を設置していた石油精製事業者等に対して調査を行ってきたが、第 1 次検証後、恒久対策（前期対策工事）の一環として実施した汚染源域の盤下げ工事等において、焼却灰の可能性のある黒色土壌様物等が確認されたことから、あらためて県は、以下の者に対して、廃棄物処理法第 18 条第 1 項に基づく報告の徴収（以下、「報告徴収」という。）や聴取調査等を実施した。

- 旧施設設置者・・・対象事案地において、過去に自社から排出される廃棄物の旧施設を設置していた石油精製事業者。
- 旧施設閉鎖工事請負業者・・・旧施設の閉鎖を請け負った事業者
- 旧施設管理者及び現場責任者・・・旧施設設置者からの委託を受け、上記施設の管理を行っていた者及び現場責任者。
- 旧施設土地所有者・・・旧施設の土地所有者。

（1）旧施設設置者に対する調査

（法令に基づく措置等）

恒久対策（前期対策工事）の一環として実施した汚染源域の盤下げ工事にお

いて、それまでは廃棄物の埋立が想定されていなかった閉鎖された旧施設の東縁部から黒色土壌様物及び廃棄物が確認された。

県は、この黒色土壌様物が外観上、旧施設設置者が過去に旧施設内に埋め立てた焼却灰と類似していることから、この黒色土壌様物は土壌ではなく、廃棄物（焼却灰）の可能性があると考え、平成 27 年 5 月 13 日、旧施設設置者に現地確認を実施させるとともに、同年 7 月 28 日、旧施設設置者に対し、旧施設の東縁部における埋立経緯や黒色土壌様物等について聴取を実施した。

また、県は同年 7 月 30 日付けで、旧施設設置者に対し「旧施設の東縁部の埋立経緯」や「旧施設を設置していた土地の管理状況」などに加え、旧施設設置者が石油精製工程等において不純物等を除去するための吸着剤として一般的に用いられる活性白土が含油廃棄物となったもの（以下、「廃白土」という。）を排出していたものの、過去に県が実施した報告徴収などの調査結果では、その廃白土の処理経緯について未だ不明な時期が存在することを踏まえ、「過去の廃白土の処理状況」についても報告徴収を行った。

これに対し旧施設設置者は、同年 8 月 28 日付けの報告において「旧施設の東縁部の埋立経緯については、過去の資料を調査したものの、埋立に関する記録や事実は確認できず不明である」、「廃白土の処理状況については、過去の資料で、埋立や焼却といった処理方法の記録は確認できるものの、実際の処分方法を裏付ける資料については確認できず不明である」、「土地の管理状況については、過去の資料の確認や当時の担当者への聴取調査を行ったが、詳細は不明である」などの報告を行った。

この報告を受け県は、平成 27 年 10 月 9 日付けで、旧施設設置者に対して、「黒色土壌様物及び廃棄物が確認されたことに対する土地使用者（管理者）の観点からの見解」、「廃白土の処理状況について、旧施設内への廃白土の搬入の事実を裏付ける資料等が確認できなかったとする経緯」などについて再度報告徴収を行った。

これに対し旧施設設置者は、同年 10 月 30 日、12 月 15 日、翌 28 年 1 月 26 日付けの報告において「土地使用者（管理者）の観点からの見解としては、当時の資料が確認できず、黒色土壌様物が当社が排出した廃白土の焼却灰であることが断定できないことや黒色土壌様物の投棄時期が不明であることから、土地管理責任の有無については判断できない。」、「旧施設内への廃白土の搬入の事実を裏付ける資料等が確認できなかったとする経緯については、過去の資料を調査したものの、処分の委託先や処分先、処理品目等が確認でき

なかった。」などの報告を行った。

(理化学調査の実施)

また県は、以下のとおり、旧施設内東側に存在する油を含むシルト層の理化学調査を実施し、旧施設設置者に対して、その分析結果等について見解を求めることなどにより、油投棄の関係者を特定するための取り組みを行った。

石油精製事業者である旧施設設置者の廃白土の処理経緯については不明な時期が存在し、自社内に焼却施設を設置して焼却処理を開始した昭和48年より前においては、焼却処理を行わない限り未焼却の状態では廃白土を埋め立てていたと考えられる。

こうしたなかで県は、旧施設内東側に存在する油を含んだシルト層が廃白土である可能性を考え、その性状について理化学調査(X線回折)を実施した。

その結果、当該シルト層には活性白土の主成分である鉍物(モンモリロナイト)特有のものと考えられる特徴がみられることなどから、当該シルト層は、活性白土である可能性が高いと考えられた。

また、県は、平成27年6月19日及び同年7月22日に、上記解析結果について、国立研究機関等の学識者に対して意見聴取を実施した。

これらの調査を行った結果から、県は、当該シルト層が旧施設設置者が排出した廃白土に由来するものである可能性が考えられることから、この内容に対する旧施設設置者の見解を求めするために、当該調査結果を示し、同年10月9日付けで報告徴収を行った。

これに対し旧施設設置者は、平成27年10月30日付けの報告において、自社で理化学調査を実施した結果を踏まえ、「モンモリロナイトは自然界の粘土鉍物であり、熱処理を受けていない廃白土に由来するものと断定することはできないこと」、「活性白土にはモンモリロナイトを主成分としない種類が存在すると考えられること」などを根拠に、当該シルト層が熱処理を受けていない廃白土に由来するものであると断定することはできない、との報告を行った。

この報告を受け県は、より専門的な見地からの評価を得るため、学識者に県の理化学調査結果についての解析を求めところ、平成28年2月23日付けで「シルト層の分析結果では、モンモリロナイトが含まれていることなどから、今回のシルト層は活性白土が主成分であると言える。」、「シルト層で確認され

る活性白土は比較的穏やかな熱酸処理によって調製されたもので、使用時のダメージも比較的少ないと推察される。」との解析結果を得た。

これらを受け県は、当該シルト層が熱処理を受けていない未焼却の廃白土であり、未焼却の廃白土に含まれる油が対象事案における油の供給源であるとの可能性がより高まったことから、同年3月14日に再度、旧施設設置者と面談し当該事実を示した。

これに対し旧施設設置者からは、当該シルト層が熱処理を受けていない廃白土に由来するものであると断定することはできない、とするこれまでの旧施設設置者の主張に変更はなかった。

以上から、現時点においては、旧施設設置者と油投棄の関係が断定できる状況には至っていない。

（産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力依頼）

これまでの調査の結果、現時点において旧施設設置者が対象事案の行為者であるという事実は明らかとはなっていないが、県は、旧施設設置者との協議を重ねるとともに、平成27年12月22日、県幹部職員が旧施設設置者の本社を訪問し協力依頼を行うなど、産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力を強く要請した。

それに対し、旧施設設置者から、平成28年4月6日、本社での検討結果として、費用負担や工事等への直接的な協力はできない、との報告があった。

以上から、現時点においては、旧施設設置者から産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力は得られていない。

（2）旧施設閉鎖工事請負業者に対する調査

（法令に基づく措置等）

県は、旧施設閉鎖工事請負業者に対して、平成27年10月2日に聴き取り調査を行い、平成5年頃に実施された旧施設閉鎖工事についての関係資料の調査や工事関係者への聴き取り調査を依頼した。また、同年10月14日付けで、同内容について報告徴収を実施した。

それに対して、旧施設閉鎖工事請負業者は、同年10月28日付けで報告を行っている。同報告で旧施設閉鎖工事請負業者は、過去の工事関係資料等はほとんど現存しておらず、また、閉鎖工事の状況について当時の工事担当者等に対してヒアリングを実施したが、黒色土壌様物の覆土・整地を行ったことは確認できたものの、詳細な埋立経緯等については不明である、と回答している。

このことから、現時点においては行為者の特定につながる情報は得られていない。

(3) 旧施設管理者 及び 旧施設現場責任者に対する調査 (法令に基づく措置等)

県は、旧施設管理者に対して、平成 27 年 7 月 16 日及び 9 月 16 日に、旧施設の埋立経緯等についての聴き取り調査を実施した。また、旧施設現場責任者に対して、同年 10 月 2 日、旧施設の使用状況等についての聴き取り調査を実施した。

聴き取り調査の結果、旧施設設置時に実務を行っていた当時の旧施設管理者及び旧施設現場責任者は既に死去していることから、具体的な経緯等については不明であり、現時点においては行為者の特定につながる情報は得られていない。

(4) 旧施設土地所有者に対する調査 (法令に基づく措置等)

県は、平成 27 年 7 月 16 日、旧施設の土地所有者に対して、土地の使用履歴や不法投棄等の経緯についての聴き取り調査を実施した。

聴き取り調査の結果、旧施設設置当時の土地所有者は既に死去していることから具体的な履歴等については不明であり、現時点においては行為者の特定につながる情報は得られていない。

2. 新たな事実に基づく対応

第 1 次検証後、恒久対策（前期対策工事）として実施した汚染源域の盤下げ工事、鋼矢板圧入工事及び掘削工事において、新たに医療系廃棄物や PCB 含有コンデンサ素子、ドラム缶及び高濃度の PCB を含む廃油等の廃棄物が確認された。

県は、これら新たな廃棄物の排出者を特定するため、以下の者に対して聴き取り調査等を実施した。

- A 病院・・・過去に病院事業を行っていた法人。新たに確認された廃棄物の中に同病院名が記載された陶器片があった。なお、同法人は既に解散しており、別法人（A' 病院）が事業を引き継いでいる。
- B 社・・・電気機器製造事業者。新たに確認された廃棄物のなかに同社名が記載されたドラム缶があった。

(1) A 病院に対する調査

(法令に基づく措置等)

新たに確認された廃棄物（約5トン）のなかに、ガラス製の注射器や点滴器具等の医療系廃棄物が発見されたが、その中にA病院（既に解散）の名前が記載された陶器くず（10cm角程度のくず一片）が混入していたことから、県は、平成27年7月16日、同病院の事業を継承しているA〃病院に対して、当時の医療系廃棄物の処理経路等について聴き取り調査を実施し、当時の廃棄物処理経緯等について調査を依頼した。

これに対し、A〃病院から同年7月25日に報告があった。報告では、A〃病院においては、当時の廃棄物運搬・処分委託業者など廃棄物の処理状況について、退職者を含む当時の関係者に聴取調査を実施したが、相当の年数が経過していることから、当時の処理経緯については不明であり、また、過去の関連資料についても、解散したA病院から引き継がれておらず現存していない、との回答であった。

以上から、A病院における医療系廃棄物の処理経路等については不明であり、現時点においては、その排出者の特定に繋がる情報は得られていない。

(自主的な協力依頼)

県は、医療系廃棄物とA〃病院との関係を明らかとする情報を得られないなか、平成27年11月20日にA〃病院の担当者と面談し、産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力を依頼した。

それに対して、A〃病院から同年11月25日に報告があり、当該医療系廃棄物がA病院から排出されたものであることが断定できないことや、仮に断定されたとしても、現在のA〃病院は、かつてA病院の名称変更の後に、別病院との再編統合により設立されたものであり、その統合にあたっては、合併ではなく事業譲渡されたものであることから、A〃病院は当該医療系廃棄物の排出事業者ではなく、自主的な協力は難しいとの回答であった。

以上から、現時点においては、医療系廃棄物について、A〃病院から産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力は得られていない。

(2) B社に対する調査

(法令に基づく措置等)

新たに確認された廃棄物（約5トン）のほか、ドラム缶（約50本）も発見されたが、その中で高濃度PCB含有油が封入されていたと推察されるドラム缶（1缶）に電気機器製造事業者であるB社の名前が記載されていた。

これを受けて県は、平成27年7月21日、B社と協議を実施し、過去にB社が製造していたPCB製品の製造・廃棄の経緯や、B社名が記載された

ドラム缶の流通経路等について確認するとともに調査を依頼した。

これに対しB社は、同年7月24日、現地確認を実施し、現場の状況等を確認した。

(PCB分析調査)

県は、排出者の特定をめざして、対象事案地内で確認された高濃度PCB含有油におけるPCBの異性体分布を調査したところ、一般的にコンデンサ油に用いられていた3塩化ビフェニル及び4塩化ビフェニルを主成分とするPCBであるとの結果を得た。また、旧施設の東縁部においてコンデンサ素子が発見された。このような状況から、当該高濃度PCB含有油はコンデンサ油であるPCBに由来する可能性が高いと考えられた。ただし、過去に工業生産されていたコンデンサ油であるPCBには複数の異性体パターンが存在するとの情報を得ていること、多数の事業者がコンデンサを生産していたことから、コンデンサの製造事業者までを特定することは困難であった。

さらに県は、B社が過去にPCB製品を製造しており、B社自らも調査をしたいとの意向を踏まえて、平成27年8月10日、B社に対しドラム缶内容及びPCB含有コンデンサ素子の分析調査を依頼した。

また併せて、B社におけるPCB製品の製造・廃棄経緯やドラム缶流通経路についても調査を依頼するとともに、県はこれらの分析調査等が適切に実施されるよう、同年8月24日及び10月7日にB社と協議を行った。

その後、B社は同年12月17日、翌年28年3月18日及び4月20日付けで調査結果の報告を行った。同報告によると、高濃度PCB含有油及びPCB含有コンデンサ素子の分析結果としては、両廃棄物ともに、PCB異性体が混在しており、その異性体の分布状況に明確な特徴はなく、かつ外的要因(複合汚染、経年劣化等)による影響が大きいと思われることから、製造事業者は不明であるとの回答であった。さらに、PCB含有コンデンサ素子については、分析調査に加えて外観及び寸法の調査を行ったが、B社が排出したとする根拠はないとの考えであった。

また、過去のPCB製品の製造・廃棄経緯については、関連資料が現存していないことから不明であり、ドラム缶流通経路についても、B社名が記載されたドラム缶を使用していた工場が現在はB社とは別会社となっていることから、不明であるとの回答であった。

以上から、高濃度PCB含有油を含むドラム缶とB社の関係については

不明であり、現時点においては、その排出者の特定に繋がる情報は得られていない。

(産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力依頼)

県は、高濃度PCB含有油を含むドラム缶とB社の関係を明らかとする情報は得られていないなか、平成28年4月22日、B社本社において協議を行い、対策工事における費用負担や廃棄物の処理について産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力を依頼した。

これに対してB社は、自社の調査結果として当該廃棄物がB社から排出されたものであると言えないことから、費用負担や廃棄物の処理について、自主的な協力はできないとの回答であった。

以上のことから、現時点においては、B社から高濃度PCB含有油を含むドラム缶の処理等について、産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力は得られていない。

<県の対応への評価>

1. 行為者の特定に関する取組について

県は、平成22年10月のPCB検出後、引き続き、旧施設設置者等の関係者に対して廃棄物処理法等の法令に基づく報告徴収や聴き取り調査などの措置を行い、旧施設内東側の埋立経緯や廃棄物の処理経緯等について把握を行った。

加えて、旧施設内東側のシルト層の理化学調査を実施し、当該シルト層の組成が活性白土と同一であるとの分析結果を得たうえで、旧施設設置者との協議を行うなど、多様なアプローチにより行為者の特定に取り組んでいる。

また、行為者の特定ができないなか、旧施設設置者に対して、県の幹部職員から協力依頼を行うなどし、産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力について依頼を行っている。

(なお、こうした県の調査等に対して、旧施設設置者は、対象事案地の現地確認を実施するとともに、当時の状況等に関する社内調査を行い、その結果を県に報告するほか、自社による理化学調査を実施するなどの対応をしているが、現段階で、対象事案地内における滞油等の原因者であることを認めることはできないとしている。また、産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力についても、自らが原因者として断定されていないことから協力は困難であると回答している。)

このように県は、行為者の特定について、引き続き、法令に基づく報告徴収等の措置を行うとともに、産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力依頼についても真摯に取り組んでいることから、県の対応は「妥当」である。

2. 新たな事実に基づく対応について

県は、恒久対策工事において確認された新たな廃棄物（医療系廃棄物、PCB含有コンデンサ素子、ドラム缶及び高濃度のPCBを含んだ廃油等）への対応として以下のとおり調査等を行った。

医療系廃棄物については、廃棄物からA病院（既に解散）名が確認されたことから、その事業を継承しているA〃病院に対して、聴き取り調査を実施し、その処理経緯等について調査を行った。その後、平成27年11月に産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力について協議を行っている。

また、高濃度PCB含有油を含むドラム缶については、ドラム缶に社名が確認されたB社に対して、平成27年7月に協議と調査を依頼し、同月に現地確認を行わせた。その後、同年8月から12月にかけて計4回の協議を重ねるとともに、高濃度PCB含有油やPCB含有コンデンサ素子の分析調査を要請し、実施させるなど、少ない手掛かりをもとに、遅滞なく排出者の特定に向けた取組を行っている。

さらに、平成28年4月には排出者が特定できないなか、A〃病院及びB社に対して産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力について協議を行っている。

（なお、こうした県の調査等に対して、A〃病院は、当時の状況等に関する社内調査を実施し、その結果を県に報告している。またB社は事案地の現地確認を実施するとともに、当時の状況等に関する社内調査や廃棄物の分析調査を実施し、その結果を県に報告している。ただし両者とも、現段階で自身が排出者であることを認めることはできないと回答するとともに、産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力についても、排出者として断定されていないことなどから協力は困難であると回答している。）

このように、新たな事実に基づく対応について、県は、手掛かりとなる事柄が少ないなか、法令に基づく聴き取り調査等の措置を行うとともに、それぞれの関係者に対して、産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力要請を行っていることから、県の対応は「妥当」である。

6 県の対応に関する総合的な評価

対象事案は昭和 48 年から昭和 51 年までの間に P C B 廃棄物が不法投棄されたと推定される事案である。また、恒久対策（前期対策工事）を進める中で、新たな廃棄物が確認されたことから、原因者調査は重要な課題となっている。

こうしたなかで、今回の第 2 次検証では、平成 24 年 10 月の第 1 次検証（答申）後から現在に至る間における原因者調査に関する県の対応状況について、調査・検討を実施した。

（1）行使すべき権限を行使していたか

県は、対象事案における行為者の特定と、恒久対策（前期対策工事）において確認された新たな廃棄物の排出者の特定のため、それぞれの関係者に対し廃棄物処理法第 18 条第 1 項に基づく報告徴収や聴き取り調査などを実施した。

また、行為者等の特定に繋がる決定的な手掛かりが得られないなか、産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力依頼についても真摯に取り組んでいることから、県の対応は妥当である。

（2）権限行使が内容や時期において適切であったか

県は、従前からの調査対象である旧施設設置者、旧施設管理者及び旧施設現場責任者等に対して、引き続き、法令に基づく報告徴収や聴き取り調査等を実施するとともに、理化学調査による分析結果を活用するなど、多様なアプローチによる調査を実施している。また、新たな事実に基づく対応としても、事実発覚後、A 〃病院（医療系廃棄物）及び B 社（高濃度 P C B 含有油を含むドラム缶）に対し、聴き取り調査や現地確認依頼のほか、廃棄物の分析依頼等を遅滞なく実施していることから、県の対応は妥当である。

（3）地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか

※調査対象期間中、検証すべき事項はなかった。

（4）結論

以上の総合評価を踏まえた結論は、次のとおりである。

対象事案は、昭和 48 年から昭和 51 年までの間に P C B 廃棄物が不法投棄されたと推定される事案であり、不法投棄からすでに 40 年以上が経過し、当時の状況を的確に把握することが困難ななか、原因者調査においても苦慮が窺えるところである。

こうしたなかで、県は、対象事案における旧施設設置者等の関係者に対し、廃棄物処理法第 18 条第 1 項に基づく報告徴収や聴き取り調査など、法令に基づく措置を実施し、行為者等の特定に遅滞なく取り組むとともに、産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力要請をそれぞれの関係者に行っている。

こうした県の取組は、概ね妥当であり、一定の評価をするところであるが、一方でこれらの取組が、現時点では、対象事案における行為者等の特定や産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力といった十分な成果に繋がっていない。

県には、今後、これまでの取組を継続的に実施するとともに、職員の英知を結集し、十分な成果が得られるよう一層の尽力を期待する。

7 第1次検証で出された再発防止策への取組状況 及び 成果の検証・評価

第1次検証において、委員会から出された再発防止策に関する7つの提案・提言について、次の視点から、県の取組状況や成果について検証を行った。

【検証すべき再発防止策の提案・提言】

- ①情報提供に的確に対応できる仕組みづくり
- ②あらゆる原因を想定した調査を実施できる感覚・感性の醸成
- ③他部局との共通認識の醸成と的確な対応
- ④的確な廃棄物処理法の運用解釈と政策法務能力の向上
- ⑤課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言
- ⑥進捗管理表の作成・公表
- ⑦再発防止策の取組状況のフォローアップ

【検証対象期間（再発防止取組期間）】

平成24年8月1日～平成28年6月30日

【調査検討の視点】

- ◇委員会の提案・提言の趣旨に沿って再発防止策に取り組んでいるか。
- ◇実施期間（委員会の提案・提言に取り組む期間）に見合った再発防止策となっているか。
- ◇再発防止策の取組が成果に繋がっているか。

【評価検討結果の記載】

再発防止策の取組状況については次のように記載し、評価は別紙「再発防止策の取組状況に関する評価の考え方」にもとづいて実施した。

<p>< 記載の方法 > 提案・提言〇</p> <p>< 再発防止策の取組状況 ></p> <p>< 再発防止策の取組状況の評価 ></p>
--

「再発防止策の取組状況に関する評価の考え方」

用語	趣旨	備考
失当 (×)	提案・提言の趣旨に沿った再発防止策にほとんど取り組んでいない場合	
不十分 (△)	提案・提言の趣旨に沿った再発防止策への取組が十分ではない場合 ① 一時的（限定的）である場合 ② 手法・手段が妥当でない場合 ③ 改善すべき点が認められる場合 ④ さらなる取組が必要な場合	
妥当 (○)	提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に計画的に取り組んでおり、その手法・手段も妥当である場合	再発防止策に計画的に取り組んでおり、それが一定の成果に繋がっている場合

提言・提案① 情報提供に的確に対応できる仕組みづくり

地域住民からの情報提供は、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見・未然防止に繋がる重要な『シグナル』であり、これに的確に対応することが重要である。

県は、平成9年度から『廃棄物ダイヤル110番』を、平成11年度から『廃棄物ファックス110番』を設置し、また、平成23年度からは一般電話による情報提供につき『県民相談簿』を作成し、その処理状況を明確にしている。

『県民相談簿』には、通報者、通報年月日、対応者、通報区分とともに通報内容と対応状況（これまでの対応と今後の対応）が記載され、処理結果（処理済・継続中・未処理）も明確にされており、『県民相談受付簿一覧表』で全事案の進捗管理ができるようになっている。

対象事案では、担当職員は、平成6年、平成13年の情報提供を受け、現地を確認しているが、旧施設に不法投棄防止フェンスが設置されていたことから、旧施設内部に立ち入らず、結果的に、情報提供にかかる事実確認がなされていない。また、通報者への聴き取りや必要な調査も実施されていない。

このことから、今後は、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の情報提供を受け、通報者・関係者への聴き取りを実施するとともに、過去の情報提供及び調査経緯を保管公文書（監視日報・業務報告）から把握し、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の事実が認められるかどうかを判断することが重要である。通報者・関係者への聴き取りや保管公文書（監視日報・業務報告）の調査から把握した事実を『県民相談簿』に記載し、今後の方針決定などの的確な進捗管理に繋げていく必要がある。

さらに、原因者が特定できない不法投棄事案や不適正処理事案については、幅広く情報を収集し、原因者の特定に繋げることが必要であり、そのためには、自治会、地域住民及び関係行政機関職員への聴き取り調査を実施することも有効な手段のひとつである。

特に、生活環境保全上の支障又はそのおそれが重大な事案については、行政代執行による公金支出に繋がる場合もあることから、より詳細な原因調査が求められる。

よって、『県民相談簿』に、『生活環境保全上の重要度』を記載するとともに、重要度に応じた調査が実施されるような仕組みづくりをすべきである。

<再発防止策の取組状況>

1. 「県民相談受理簿」による情報共有

県は、通報等により県民の方から入手した情報について迅速な対応を行うと

ともに、「県民相談受理簿」に記録し、的確な進捗管理を図っている。

また、入手した情報については、同受理簿により所属内で情報共有するほか、市町等関係機関と連携して対応している。

さらに、「県民相談受付簿一覧表」に処理結果を記録し、全事案の進捗管理を行っている。

【通報に対する対応率】

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
対応率	95% (57/60)	100% (61/61)	100% (73/73)	100% (50/50)	100% (17/17)

※平成24年度は8月1日以降、平成28年度は6月30日までの数値。

2. 重要度を踏まえた対応

県は、通報等により県民から入手した情報について、生活環境への影響を考慮して対応しているが、平成27年度からは「県民相談受理簿」に《生活安全上の重要度》欄を追加し、各相談について重要度を踏まえた対応を実施している。

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の情報提供に対し、「県民相談受理簿」による的確な対応や情報共有を図るとともに、「県民相談受付簿一覧表」による全事案の進捗管理を行っている。また、通報への対応はすべて現地確認のうえで行われるとともに、平成24年度以降の対応率も概ね100%となっており、真摯な取組状況が伺えるところでもある。

加えて、委員会からの提案・提言をうけ、県民相談受理簿に《生活安全上の重要度》欄を追加する等、改善にも努めていることから、県の対応は「妥当(○)」である。

一方、県民相談受理簿の記載欄(項目)には、聴取内容や保管公文書の調査等、対応の中身を記載する欄がなく、具体的な対応内容がわからない。また、県民相談受付簿一覧表には《生活安全上の重要度》を記載する欄がなく、せっかくの情報が反映されていないので、これらについては改善すべきである。

県民からの通報等による情報提供に対し、よりの確な対応が行われるよう、更なる取組を期待する。

提言・提案② あらゆる原因を想定した調査を実施できる感覚・感性の醸成

対象事案は、平成 19 年 9 月に油の滲出が認められてから、平成 22 年 10 月に PCB が検出されるまで、自治会、地域住民及び関係行政機関職員への聴き取り調査を実施していない。

職員への聴き取り調査によれば、担当職員は、対象事案が旧施設に隣接していることから、原因者は旧施設設置者であるとの予断を持って聴き取り調査や報告徴収を実施していたとのことである。

そして、旧施設設置者が実施した水質検査（地下水・河川水）や公共用水域の水質検査では PCB は検出されていないこと、旧施設設置者が製造工程において PCB を取り扱っていないこと、そして、旧施設には焼却灰しか埋め立てられていないことから、旧施設設置者が原因者であるとの予断と相俟って、不法投棄（特に PCB の不法投棄）まで想定していなかったとのことである。

担当職員に対象事案が原因者の特定できない不法投棄事案であるとの認識があれば、様々な原因を想定して幅広く調査を実施し、汚染状況を的確に把握できたはずである。

委員会は、平成 22 年 1 月、「四日市市大矢知・平津事案」にかかる再発防止策の提案・提言において、不法投棄や不適正処理に繋がるシグナルを的確に把握できる『感覚・感性』を絶えず磨き、持ち続けることが重要であり、そのひとつとして、職員の自己研鑽が必要であると指摘している（特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書 22 頁～23 頁）。

対象事案は、PCB 廃棄物の不法投棄事案であるが、水質検査では基準値を超えなくとも、土壌検査（含有試験）により高濃度の PCB が検出された事案は全国的に認められるところであり、職員は、このような不法投棄や不適正処理に繋がるリスクを的確に把握する感覚や感性を磨き続ける必要がある。

そして、本来的には、『自己研鑽』は職員が自主的に取り組むべきものであるが、産業廃棄物行政を担当する組織としての組織力の向上に繋げるためには、組織として職員の『自己研鑽』を支援し、職員は、その“経験知”を組織全体で共有することが必要である。

また、管理職員（担当職員を指揮し組織の運営を担当する者。担当副課長を含む。）は、担当職員の模範となって積極的に自己研鑽に取り組み、その“経験知”を担当職員と共有することで、組織力の向上に繋げていくべきである。

<再発防止策の取組状況>

1. 自己研鑽の推進

県は、職員が不法投棄や不適正処理に繋がるリスクを的確に把握する感覚や

感性を磨き続けるため、環境省や各種団体の実施する研修会への参加や先進地視察等、積極的に学習機会の確保に努めている。

また、職員が自ら受講したい研修を選択できるよう、庁内メール等を活用し、広く研修情報を提供するとともに、廃棄物監視・指導課では、職員が年間研修回数の目標を決め、外部研修に参加することを促している。

2. 知識の共有化

(データベースの作成等)

県は、研修等の参加者による伝達研修を実施することで、知見の共有を図るとともに、職員研修や伝達研修が受講しやすい組織風土の醸成に取り組んでいる。

また、廃棄物処理法に係る参考図書（復命書添付の研修資料を含む）を1箇所集め、誰もが閲覧できる環境を整えるほか、事例研究や課題解決のための参考資料を部の共有サーバーに整理するデータベース化も行い、「経験知」の蓄積、共有に努めている。

(手引きの作成)

県は、監視指導マニュアルや産業廃棄物の収集運搬業、処分業及び施設許可に関して許可事務の手引き整備し、適時、必要な修正等の更新を行っている。

また、平成27年度から産業廃棄物処理業に係る経理的基礎の審査基準や処分業許可の審査手法の明確化について、ワーキンググループによる検討を進めている。併せて、優良認定処理業者の認定取得を支援するため、手引書の作成に着手している。

【ワーキンググループの開催実績】

- ・平成27年度実績 中間処理に係る施設等指針検討WG 5回開催
経理的基礎の審査方法検討WG 4回開催
- ・平成26年度検討成果の反映 中間処理の方法

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、産業廃棄物を担当職員に各種研修を受講する機会を確保するなど、自己研鑽を支援する取組を行っている。

また、個々の職員の「経験知」を共有する取組として、データベースの作成や各種手引書の整備を進めていることから、県の対応は「妥当(○)」である。

提言・提案③ 他部局との共通認識の醸成と的確な対応

ア) 地域規制マップの作成による他部局との連携

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案は、他部局が所管する政策及び法令と密接に関連しており、他部局との共通認識の醸成が必要である。

員弁川・藤川合流部の河川区域にある対象事案では、河川整備基本方針・河川整備計画や河川管理者の権限行使と調和した問題解決が要請されている（対策を実施するには、油滲出防止の観点のみならず、治水上の観点からの検討が必要である。）。

河川法は、治水上の観点から、河川区域や河川保全区域を面的・地理的に指定し必要な規制を設けている。このように、面的・地理的な規制を有する法律（以下「面的規制法」という。）は、河川法にとどまらず、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、砂防法、港湾法、海岸法や都市計画法など多岐に渡っており、その規制手段や程度も法律によって様々である。

産業廃棄物の不法投棄事案や不適正処理事案では、廃棄物処理法だけではなく面的規制法によっても一定の規制を受けていることが多く、生活環境保全上の支障又はそのおそれにとどまらず、面的規制法の法益まで侵害しているのである。

このような事案においては、各種規制の実効性確保の観点から、面的規制法を所管する部局と連携して課題を解決することが重要である。

しかしながら、面的規制法は多岐に渡り、その規制手段や程度も法律によって様々であることから、まず、どの場所でどのような法律がどのような場合に適用されるかを明確にする必要がある。

さらに、対象事案は、河川整備基本方針・河川整備計画をはじめ様々な流域管理政策と調和した課題解決（他部局所管の政策・施策との連携）が要請されている事案であり、県（環境部局）は、面的規制法にとどまらず、廃棄物行政と調和又は連携の必要な政策（施策）も明確にしておくべきである。

そのためには、法令や政策の関連表を作成し、廃棄物行政と調和又は連携の必要な各種政策・施策と面的規制法を総合的に把握すべきであり、このことが効果的で実効性のある廃棄物行政の推進に繋がるのである。

まずは、担当職員の日常業務に直結する地域規制マップ等を作成し、十分に情報共有しておくことが重要である。

そのうえで、廃棄物処理法所管部局は、他部局と適切な連携について共通認識を醸成する必要がある。

イ) 環境部局の専門的知見を他法令所管部局と共有し対処する仕組みの構築

対象事案は、員弁川・藤川の合流部に位置しており、河川管理者と連携しな

がら対処していくことが重要であり、平成19年9月から10月にかけて、員弁川及び藤川で油滲出が認められたときは、河川管理者が油滲出防止対策を実施しており、環境部局と河川管理者が連携して対処していることが認められる。

しかしながら、聴き取り調査によれば、平成22年10月のPCB検出後は、県(環境部局)と河川管理者は、PCBの有害性の認識や対策の必要性について、共通認識が十分ではなかったとのことである(なお、通常の水質事故(油滲出)には、河川管理者が的確に対応している)。

対象事案は、員弁川・藤川合流部の河川敷に位置しており、効果的な原因調査を実施するには河川管理者との連携が必要であり、また、緊急対策又は恒久対策を実施するうえでも、河川管理者の許可を必要とすることから、河川管理者が対象事案における生活環境保全上の支障又はそのおそれを正確に理解し、共通認識をもって対象事案に対処すべきである。

そのためには、河川管理者とPCBに関する共通認識を醸成する必要があり、環境部局の専門的知見を河川管理者と共有し対処する仕組みを構築すべきである。

これまでも、他法令所管部局との情報交換・情報共有に取り組んでいるが、今後は、河川管理者にとどまらず、他法令所管部局と産業廃棄物の不適正処理事案について、リスクに関する共通認識の醸成と事案解決を共同で実施していく仕組みづくりが求められる。

<再発防止策の取組状況>

ア) 地域規制マップの作成による他部局との連携

県は、三重県版GIS(M-GIS)や面的・地理的な規制を有する法律(河川法、農地法、都市計画法など)を所管する部局の規制マップを常備することにより、事案発生場所の位置の特定や規制情報の確認が行える仕組みを整えている。

イ) 環境部局の専門的知見を他法令所管部局と共有し対処する仕組みの構築

県は、生活環境保全上の支障の除去等に関する対策工事が円滑に進むよう、河川法等、事案地に関連する法令の改正状況等を確認する取組を継続して行っている。

【関連する法令などの確認状況】※平成 27 年度 抜粋

	第一回目	第二回目
確認法令	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法・砂防法（砂防指定地内行為）・森林法（林地開発行為） 道路法（道路占用許可）・消防法・悪臭防止法・河川法（道路占用許可） ・土壌汚染対策法・建設業法・大気汚染防止法（粉じん発生施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法（河川占用許可）・道路法（道路占用許可）・建設業法・騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法（粉じん発生施設）・消防法

また、事案毎に必要な都度、他法令所管部局と個別に連絡を取り、情報の収集、交換、共有を行い対応の検討・調整を行っている。

なお、県庁内連絡会議（平成 19 年 6 月設置）を必要に応じ開催し、対応の検討、調整を行う体制を整えているとともに、廃棄物処理業に係る処理施設設置の際には、指導要綱にもとづき、関係機関と協議を行う仕組みとなっている。

【県庁内連絡会議の開催状況】

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
開催回数	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

※平成 24 年度は 8 月 1 日以降、平成 28 年度は 6 月末までの実績。

【「三重県産業廃棄物処理指導要綱」に基づく事前協議の実施回数】

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
開催回数	19 回	20 回	12 回	10 回	3 回

※平成 24 年度は 4 月 1 日以降、平成 28 年度は 6 月末までの実績。

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、委員会からの提案・提言にもとづき、面的・地理的な規制を有する法律（河川法、農地法、都市計画法など）を所管する部局の規制マップを常備する等、面的規制法を総合的に把握するための取組を行っている。また、県庁内連絡会議や指導要綱に基づく事前協議など、他法令所管部局とのリスクに関する共通認識の醸成と事案解決を共同で実施していく仕組みづくりを行うなど、一定の取組を進めている。

更に、不法投棄等の事案発生時には、他法令所管部局である農林水産部や県土整備部との会議の開催や個別連絡を行うことで、事案におけるリスクの共通認識を醸成し、共同して事案解決にあたっている。

しかしながら、県庁内連絡会議については、平成 24 年度以降に 4 事案のような大規模な不法投棄が発生していないことから、結果的に開催されていない。

県は、不法投棄等の発生に際しては、個別に関係部局と共同で事案解決にあたっているが、同会議は、事案の現状等について関係機関と理解を深め合う機会として設置されたものであり、有効に活用すべきである。以上から、県の対応は不十分（△）である。

県には、同会議の役割像について再検討するなど、他部局との連携になお一層、取り組まれることを期待する。

提言・提案④ 的確な廃棄物処理法の運用解釈と政策法務能力の向上

対象事案では、不法投棄の事実を把握するため、廃棄物処理法第 19 条第 1 項に規定する立入検査権限を行使できるかどうか重要な論点となっていた。

そして、廃棄物処理法第 19 条第 1 項の規定からは、立入検査の権限が『不法投棄場所』にまで認められると解釈することは困難であり、機関委任事務である産業廃棄物行政において、国（環境省）の見解に基づくことなく、都道府県が自主的に法律を解釈することはできなかった。

しかしながら、平成 11 年 7 月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる「地方分権一括法」）の制定により、機関委任事務は、自治事務と法定受託事務に再編された。これまでは、機関委任事務として国の包括的な指揮監督権限のもと都道府県は事務を処理するにすぎなかったが、法定受託事務では、国に処理規準の策定など一定の関与は認められるものの、都道府県が主体的に事務を処理することとなっている（法定受託事務では、機関委任事務と異なり、法的な責任も都道府県が負うことになる。）。

よって、今後は、都道府県が主体的に所管する法律を解釈し課題解決に繋げていく必要があり、委員会では、平成 24 年 2 月、「四日市市内山事案」にかかる再発防止策の提案・提言において、廃棄物行政に携わる職員は、廃棄物処理法を適正に運用解釈し、不適正処理事案に対処していく必要があると指摘したところである（特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書 37 頁～38 頁）。

そして、法律に基づく権限の行使は、少なからず事業者の権利を制限し義務を課すものであり、裁量の逸脱や濫用は認められず、そのような権限行使は違法であることから、主体的に所管する法律を解釈し課題解決に繋げていくためには、行政法（行政作用法・行政救済法）をはじめとする法理論や各種判例動向を踏まえなければならない。

よって、担当職員にとどまらず意思決定をする管理職員は、主体的に所管する法律を解釈し課題解決に繋げていく法務能力を備える必要があり、恒常的に法務能力を高める機会を確保することが重要である（たとえば、法務・文書課が主催する法務研修や法制執務研修を受講し、その知識を組織で共有するとともに、廃棄物対策局でも、各種判例動向を把握するため、定期的に判例研究を実施するなど、正確かつ体系的な理解を進めることが重要である。）。

<再発防止策の取組状況>

県は、中長期的な人材育成を実施するため、「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、人材育成を実施している。

また、人材育成に関する再発防止策の提案・提言のうち、環境生活部全職員に共通して必要な知識・能力を「共通スキル」と位置付け、「人材育成計画（共通スキル）」を策定し、法曹資格職員や学識者等による法務研修を定期的を実施している。（ただし、平成27年度には部独自の法務研修を開催できていない。）

- 【共通スキル】**
- ①法務能力（法律の基礎知識と運用解釈力）
 - ・ 廃棄物処理法を運用解釈し個別事案に当てはめるための知識（技術）
 - ・ 共通ルールである行政法（行政作用法・行政救済法）
 - ・ 各種判例動向
 - ②課題解決に繋がる政策法務能力・課題解決力

【研修開催実績】

<平成24年度>

研修名	区分	研修テーマ	講師	参加者数
法務研修 (2/21)	講演	実務に役立つ行政法～申請・許可から改善命令・措置命令そして許可取消まで～	大学教員	47名
法務研修 (3/11)	講演	実務に役立つリーガルリサーチ入門～やさしい法情報の調べ方～	大学教員	26名

<平成25年度>

研修名	区分	研修テーマ	講師	参加者数
法務研修 【初級】 (7/25)	講演	実務に役立つリーガルリサーチ入門（実践編） ～立法趣旨・判例を検索してみよう！～	大学教員	22名
法務研修 【中級】 (12/20)	講演 演習	①実務に役立つ行政法 ～日常業務における課題を解決しよう♪～ ②裁判所における真実 ～行政職員としての留意事項～	大学教員 総務部職員 (法曹有資格者)	19名
法務研修 【上級】 (9/2)	演習	ケーススタディで学ぶ行政法！！ ～法律を駆使して課題を解決しよう♪～	大学教員	21名
法務研修 【中級】 (3/4)	講演	これだけは押さえておきたい公金支出のポイント ～住民訴訟にならないために！～	大学教員	18名

<平成26年度>

研修名	区分	研修テーマ	講師	参加者数
法務研修 【初～上級】 (10/24)	演習	課題解決のためのリーガルリサーチ（応用編） ～法律・文献・判例を検索して課題を解決しよう！～	大学教員	24名
法務研修 【上級】 (1/23)	講演	環境法の進展と課題 ～自治体に求められる対応～	大学教員	18名

【平成 27 年度末現在の法務研修受講率】※平成 24 年度～平成 26 年度累計

		合計ベース			ターゲットベース		
		受講者数 (a)	対象者数 (b)	受講率 (a / b)	受講者数 (c)	対象者数 (d)	受講率 (c / d)
初級	廃棄物適正処理 P T	5 人	16 人	31%	3 人	12 人	25%
	廃棄物監視・指導課	4 人	14 人	29%	1 人	4 人	25%
	廃棄物・リサイクル課	3 人	9 人	33%	1 人	6 人	17%
	地域環境室	8 人	9 人	89%	8 人	9 人	89%
	合計	20 人	48 人	42%	13 人	31 人	42%
中級	廃棄物適正処理 P T	4 人	16 人	25%	4 人	15 人	27%
	廃棄物監視・指導課	4 人	14 人	29%	4 人	11 人	36%
	廃棄物・リサイクル課	5 人	9 人	56%	4 人	8 人	50%
	地域環境室	8 人	9 人	89%	8 人	9 人	89%
	合計	21 人	48 人	44%	20 人	43 人	47%
上級	廃棄物適正処理 P T	3 人	16 人	19%	2 人	4 人	50%
	廃棄物監視・指導課	5 人	14 人	36%	4 人	10 人	40%
	廃棄物・リサイクル課	4 人	9 人	44%	2 人	3 人	67%
	地域環境室	8 人	9 人	89%	8 人	9 人	89%
	合計	20 人	48 人	42%	16 人	26 人	62%

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、当該事案のほか 4 事案の提案・提言を受け、担当職員の法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成のため、「人材育成計画（共通スキル）」を策定し、平成 24 年度から法務研修を実施している。

しかしながら、平成 27 年度においては研修会の開催がなく、また、外部研修の受講や判例研究にも取り組めていない。
以上から、県の対応は不十分（△）である。

提言・提案⑤ 課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言

対象事案は、P C B 廃棄物の不法投棄事案であるが、当初は、P C B に関する法制度やP C B の処理体制が十分に整備されておらず、昭和 47 年のP C B の製造又は使用中止要請から平成 13 年にP C B 特措法が制定されるまでに数十年が経過し、全国的にみても、相当量のP C B 廃棄物の紛失が認められる。

産業廃棄物行政を所管する都道府県（政令市）は、担当職員が個々の課題解決に取り組んでおり、対象事案においても、毎日パトロールを実施するなど、その対応は評価できるものである。

しかしながら、抜本的な課題解決には、法律や条例の整備を必要とする課題もあり、委員会では、平成 22 年 1 月、「四日市市大矢知・平津事案」にかかる再発防止策の提案・提言において、県独自の条例による規制も有効であり、これを的確に運用していく必要があると指摘したところである（特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書 25 頁）。

そして、対象事案は、廃棄物処理法制定直後にP C B 廃棄物が不法投棄された事案であり、P C B に関する法制度やP C B の処理体制も十分整備されていなかったことから、廃棄物行政を所管する都道府県（政令市）は、不法投棄又は不適正処理のリスクを認識し、国に法制度の整備や政策の立案を提案・提言すべきであった。

今後は、現行の法制度では個別事案の対処が困難になる事案や不法投棄又は不適正処理に繋がるリスクについて、都道府県（政令市）は、法制度の必要性や妥当性を十分に検討したうえで連携して国に提案・提言するとともに、政策提言も行っていく必要がある。

<再発防止策の取組状況>

県は、不適正処分が行われた場合に修復が困難な安定型最終処分場の構造基準の見直しや、管理者が不在となったP C B 廃棄物の処理の推進に向け、国等に対して提案・提言を行っている。

【国への提案・提言実績】

年度	提言内容
24 年度	<ul style="list-style-type: none">・新たに設置する安定型最終処分場における遮水工や浸透水等集排水設備の設置の義務付けなど構造基準の拡充強化。・支障除去等事業を遅延なく行えるよう、PCB 廃棄物に係る無害化処理認定施設の処理対象範囲の拡充。
25 年度	<ul style="list-style-type: none">・新たに設置する安定型最終処分場について、遮水工や浸透水等集排水設備

	の設置の義務付けなど、より生活環境の保全に配慮した構造基準。
26年度	・新たに設置する安定型最終処分場について、遮水工や浸透水等集排水設備の設置の義務付けなど、より生活環境の保全に配慮した構造基準。
27年度	・新たに設置する安定型最終処分場について、展開検査場および浸透水等集排水設備の設置を義務付けるなど生活環境の保全に配慮した構造基準。 ・不法投棄や倒産等で適正に管理されていないPCB廃棄物を、生活環境に支障が生じないように県がやむを得ず事業者に代わり処理する際の財政的な支援策。
28年度	・新たに設置する安定型最終処分場について、展開検査場及び浸透水等集排水設備の設置を義務付けるなど生活環境の保全に配慮した構造基準。 ・高濃度PCB廃棄物の期限内処理を推進するため、やむを得ず行政代執行に至った場合の財政的な支援制度の創設。

また、不適正処理等の是正に関し、他縣市との担当者会議で事例発表や情報交換を行い、業務推進の参考としている。

【関係自治体との意見交換数】

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
意見交換数	2回	5回	5回	7回	3回

※平成24年度は8月1日以降、平成28年度は6月末までの回数。

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、国への提言の機会を活用し、継続的に政策提案を行っている。

また、関係自治体との担当者会議の場を活用し、職員による事例発表や情報交換に取り組んでいることから、県の対応は妥当（○）である。

提言・提案⑥ 進捗管理表の作成・公表

委員会の提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に着実に取り組み、その取組を成果に繋げていくためには、的確に進捗を管理するとともに定期的にこれまでの取組を検証し改善していくこと（P D C A）が必要であり、そのためには、「提案・提言の要旨（趣旨）」、「取組方針」、「進捗状況」及び「改善点」を記載した進捗管理表を作成すべきである。

そして、管理職員は、この進捗管理表に基づき、定期的に再発防止策の取組状況及び成果を把握し、担当職員とともに改善点を検討して今後の取組方針を策定すべきである。

また、その実効性を確保するため、進捗管理表は、定期的にホームページで公表すべきである。

提言・提案⑦ 再発防止策の取組状況のフォローアップ

県が委員会の提案・提言の趣旨に沿って効果的な再発防止策に取り組むためには、定期的に委員会にその進捗状況（再発防止策の取組状況及び成果）を報告し、委員会からこれまでの再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価と今後の取組方針について必要な助言を受け、より効果的かつ着実な取組に繋げていくことが必要である。

<再発防止策の取組状況>

県は、委員会から提案・提言のあった当該事案を含む4事案の再発防止策について、8つの基本方向と28の基本取組に整理し、平成25年2月に「産業廃棄物不適正処分再発防止プラン」を策定した。また併せて、同プランの計画的、継続的な推進を図るため、「産業廃棄物不適正処分事案再発防止プラン基本方針」を策定した。

担当各課は、この再発防止プラン並びに基本方針にもとづき、所管する各基本取組について、提案・提言の趣旨や取組方針などを記載した「基本方針取組目標管理シート」を作成し、P D C Aサイクルに基づく計画的・継続的な取組を進めている。

また、これらの取組が、委員会からの提案・提言に沿ったものとなっているか、成果に繋がっているか等の検証・評価を行うため、平成27年8月に「フォローアップ委員会」を開催した。同委員会では、「基本方針取組目標管理シート」及び同シートを取りまとめた「進捗管理表」にもとづき、県の再発防止策の取組状況について検証・評価を行い、今後の取組方針について助言を行った。なお、フォローアップ委員会は、定期的（年1回程度）に開催し、着実な取組に

繋げていくこととしている。

さらに、このフォローアップ委員会の結果については、「基本方針取組目標管理シート」及び「進捗管理表」とともにホームページで公表している。

＜再発防止策の取組状況の評価＞

県は、当該事案を含む4事案の再発防止策について、PDCAサイクルに基づいた取組を実現する仕組みとして、「産業廃棄物不適正処分再発防止プラン」や「同基本方針」を策定するとともに、「基本方針取組目標管理シート」や「進捗管理表」を活用し、個々の課題について計画的、継続的に取組を進めている。

また、フォローアップ委員会を定期的を開催し、進捗状況を報告するとともに、その結果等についてホームページに公表し、取組の実効性の確保を図っている。

しかしながら、「産業廃棄物不適正処分再発防止プラン」や「同基本方針」が策定されたのが平成24年度であるのに対し、全ての基本取組について「基本方針取組目標管理シート」を作成し、「進捗管理表」を活用した取組が開始されたのは平成26年度からであり、第1回目のフォローアップ委員会が開催されたのも、平成27年度であることから、迅速に対応したとは言い難い。

以上から、県の対応は不十分（△）である。

8 第2次検証における再発防止策の提案・提言

今回の第2次検証では、原因調査（原因者調査）を論点として、第1次検証後における県の取組状況について検証を実施した。また併せて、第1次検証で出された再発防止策に対する7つの提案・提言に対する県の取組状況等についても検証を行った。

前章までの検証の結果、原因調査（原因者調査）に関する県の取組については「妥当」とあるという評価に至ったところであるが、その一方で、その取組結果としては、現時点では行為者等の特定に至っていないとともに、いずれの関係者からも自主的な協力を得られておらず、十分な成果に繋がっていないことも事実である。

対象事案が昭和40年代から50年代における不法投棄事案であることを勘案すれば、原因者調査におけるこうした状況については、一定やむを得ない部分もあると考えるが、対象事案においては、行政代執行に伴う多額の公金が投入されていることから、県には県民に対する大きな説明責任がある。

以上を踏まえ、次のとおり提案・提言する。

① 再発防止策への継続的な取組

県は、第1次検証で出された再発防止策に関する7つの提案・提言について、今後とも継続的に取り組み、効果的な再発防止を図ること。

今回の第2次検証では、上記の再発防止策に関する提案・提言に対する県の取組状況と成果について検証・評価を行ったが、その結果、「提案・提言③ 環境部局の専門的知識を他法令所管部局と共有し対処する仕組みの構築」、「提案・提言④ 的確な廃棄物処理法の運用解釈と政策法務能力の向上」、「提案・提言⑥ 進捗管理表の作成・公表」、「提案・提言⑦ 再発防止策の取組状況のフォローアップ」の各項目について、改善すべき点があった。

県は、各項目で指摘された改善を速やかに実施し、再発防止取組の更なる充実に繋げること。

②原因者調査の更なる徹底

原因者調査に関する県のこれまでの取組については、一定評価できるところではあるが、十分な成果を得るためには、今後も廃棄物処理法等の法令に基づく措置の徹底はもとより、産廃特措法基本方針に基づく自主的な協力を得るため、一層の創意工夫が必要である。県民への説明責任を十分に果たせるよう、弛まない努力を期待する。